

〔平 15. 4. 18〕
〔基礎小 27-1〕

資 料

(個人所得課税関係)

目 次

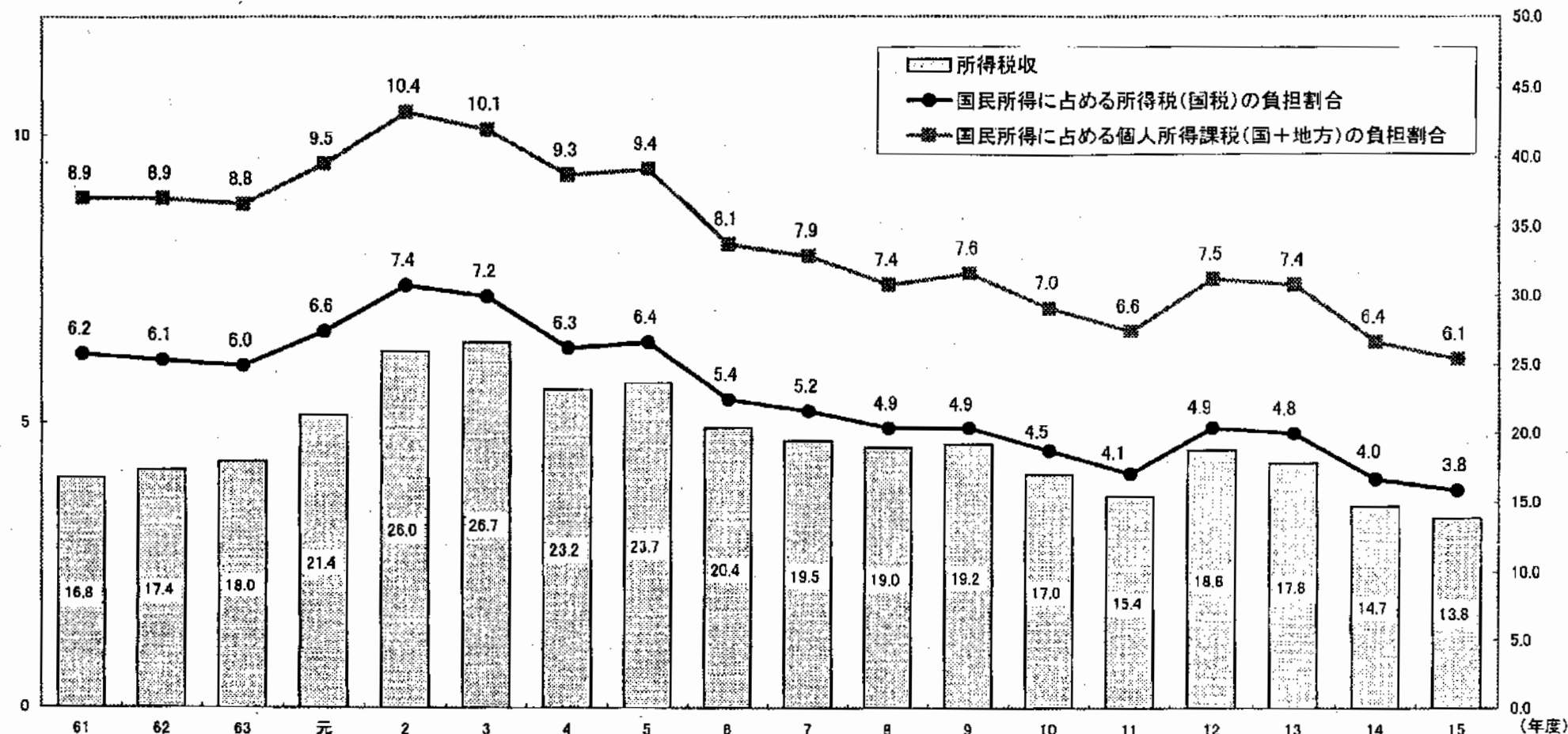
・ 所得税収、負担割合の推移	1
・ 租税負担率・国民負担率（対国民所得比）の国際比較	2
・ 租税負担率の内訳の国際比較	3
・ 給与収入階級別の所得税・個人住民税負担額の国際比較	4
・ 税率構造について	5
・ 日本の給与所得者の所得税計算の仕組み（イメージ）	6
・ 米国の給与所得者の所得税計算の仕組み（イメージ）	7
・ イギリスの給与所得者の所得税及びキャピタル・ゲイン税計算の仕組み（イメージ）	8
・ ドイツの給与所得者の所得税計算の仕組み（イメージ）	9
・ フランスの給与所得者の所得税計算の仕組み（イメージ）	10
・ 課税ベース（イメージ図）	11
・ 人的控除の概要	12
・ 人的控除の簡素化・集約化	13
・ あるべき税制の構築に向けた基本方針（抄）－家族に関する控除－	14
・ 家族に関する控除の見直し（3つの考え方）	15
・ 主要国における基礎控除、配偶者控除及び扶養控除等の概要	16
・ 日本と主要諸外国の所得税の課税最低限とその構成内訳（夫婦子2人の給与所得者の場合）	17
・ 給与所得控除	18
・ 給与所得控除制度（給与収入に応じた給与所得控除）	19
・ 給与所得控除の沿革	20
・ 勤労者世帯（標準世帯）の年間収入5分位階級別1世帯当たり品目別年間支出調（平成13年）	21
・ 給与所得者の特定支出控除（昭和63年分～）	22
・ 主要国における給与所得者を対象とした必要経費等控除制度の概要	23
・ あるべき税制の構築に向けた基本方針（抄）－給与所得控除－	24
・ 公的年金等に係る課税の仕組み	25
・ 公的年金等控除	26
・ 公的年金等控除（現行制度）	27

・ 公的年金等に対する課税の沿革	28
・ 税制の抜本的見直しについての答申（抄）－公的年金課税関係－	29
・ 公的年金の所得税負担状況の推移（65歳以上夫婦世帯の場合）	30
・ 年金受給者世帯と給与所得者世帯との所得税の課税最低限の状況	31
・ 年金受給者世帯と給与所得者世帯との個人住民税の課税最低限の状況	32
・ 公的年金等受給者（65歳以上）が給与収入を得ている場合の課税最低限（イメージ）	33
・ 65歳以上の就業者数（就業者総数に占める割合）の推移	34
・ 高齢者世帯における世帯業態別にみた所得の種類別1世帯当たり平均所得及び構成割合	35
・ 年金制度の体系（イメージ）	36
・ 年金課税の概要	37
・ 年金課税についての典型的な考え方（租税論から）	38
・ 主要国における年金税制（公的年金）	39
・ 主要国における年金税制（企業年金（確定給付型））	40
・ 社会保険料控除	41
・ 主要国における社会保険料の取扱い	42
・ 高齢社会対策の大綱について（平成13年12月28日 閣議決定）	43
・ あるべき税制の構築に向けた基本方針（抄）－高齢者に関する控除－	44
・ 平成15年度における税制改革についての答申（抄）－高齢者に関する控除－	45
・ 退職所得の課税方式	46
・ 退職所得の課税状況の推移	47
・ 諸外国における退職金課税の概要	48
・ あるべき税制の構築に向けた基本方針（抄）－退職金課税－	49
・ 主な非課税所得	50
・ 公的年金の受給権者数及び年金総額の状況（平成12年）	52
・ 雇用保険制度の概要	53
・ 生活保護法における生活保護基準額（世帯構成別）	54
・ 個人住民税の納税義務者及び人的非課税の範囲	55
・ あるべき税制の構築に向けた基本方針（抄）－個人住民税のあり方－	56

(%)

所得税収、負担割合の推移

(兆円)



個人住民税収

7.1	7.7	8.4	9.1	10.6	11.3	11.5	11.4	10.0	10.2	9.6	10.4	9.3	9.1	9.7	9.5	8.8	8.2
-----	-----	-----	-----	------	------	------	------	------	------	-----	------	-----	-----	-----	-----	-----	-----

・税率構造の累進緩和
・人的控除の引上げ
・配偶者特別控除・特定扶養控除の創設等

・税率構造の累進緩和
・人的控除の引上げ
・給与所得控除の引上げ等
・特別減税(6年、7年、8年)

・定額減税
(本人3.8万円
扶養親族等
1.9万円)
・最高税率の引下げ
・定率減税
・扶養控除額の加算

・配偶者特別
控除(上乗せ
部分)の廃止
(16年～)

(注) 1. 13年度までは国税・地方税ともに決算額、14年度は国税は補正後予算額、地方税は見込額、15年度は国税は予算額、地方税は見込額による。

2. 個人所得課税は、OECD蔵入統計の区分による。

3. 国民所得は、平成元年度以前は「国民経済計算(68SNA)」、平成2年度以降は「国民経済計算(93SNA)」による実績額であり、平成14年度及び15年度は「平成15年度政府経済見通し」による実績見込額及び見通し額である。

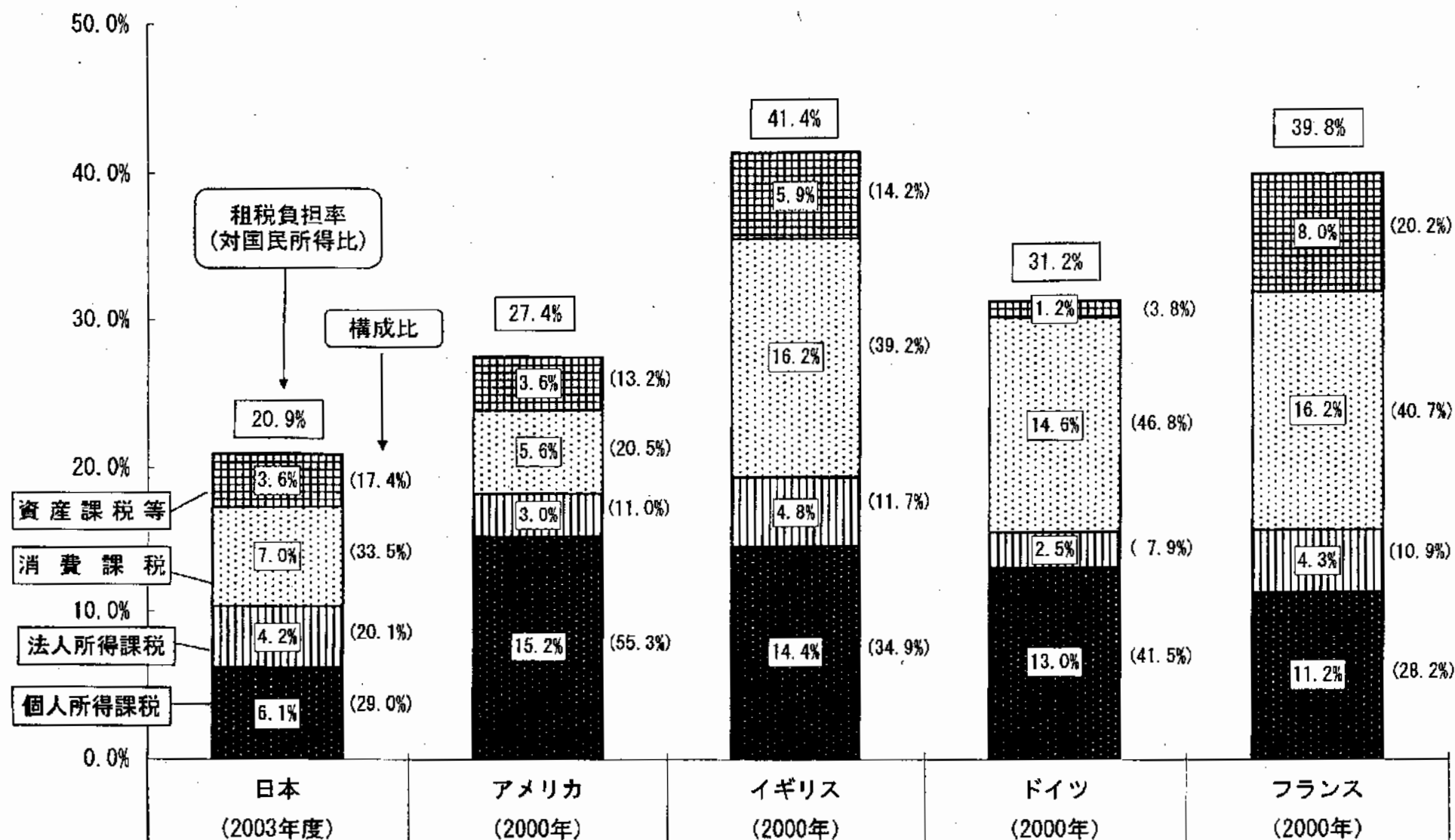
租税負担率・国民負担率(対国民所得比)の国際比較

	カナダ	イタリア	イギリス	フランス	ドイツ	アメリカ	日 本	
							(昭和61年度)	(平成15年度)
租税負担率	43.3%	41.6%	41.4%	39.8%	31.2%	27.4%	24.9%	20.9%
うち国税	21.1%	34.9%	39.4%	33.8%	27.4%	16.6%	15.8%	12.0%
うち 個人所得課税	19.0%	14.9%	14.4%	11.2%	13.0%	15.2%	8.9%	6.1%
うち国税	12.1%	14.3%	14.4%	11.2%	10.6%	12.5%	6.2%	3.8%
国民負担率	54.5%	59.2%	51.2%	64.8%	56.5%	35.9%	35.5%	36.1%

(注) 日本の平成15年度は見通し。諸外国は2000年(ただし、アメリカの国民負担率は1997年)。

(備考) 日本の国民所得は、昭和61年度は「国民経済計算(68SNA)」、平成15年度は「平成15年度政府経済見通し」による。諸外国は「OECD Revenue Statistics 1965-2001」及び「OECD National Accounts」による。

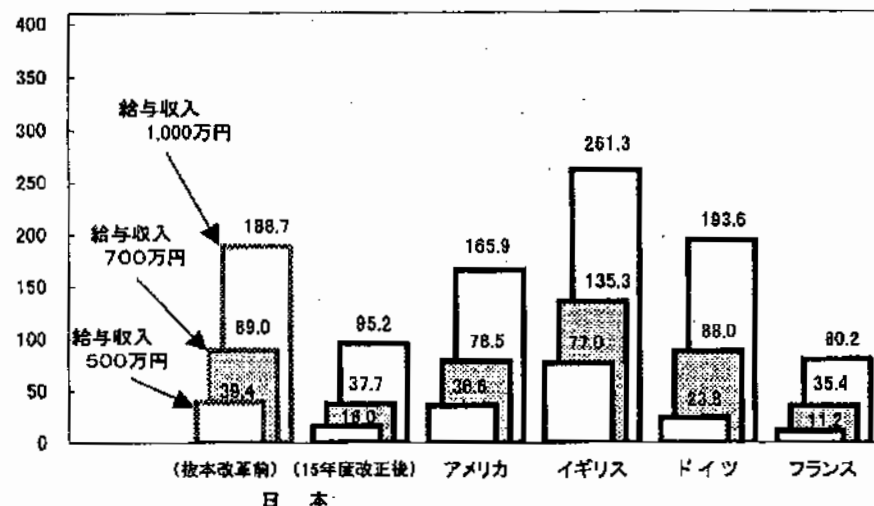
租税負担率の内訳の国際比較 (国税+地方税)



(注) 1. 日本は15年度予算ベース。日本以外は、"OECD Revenue Statistics 1965-2001"等により作成。
2. 所得課税には資産性所得に対する課税を含む。

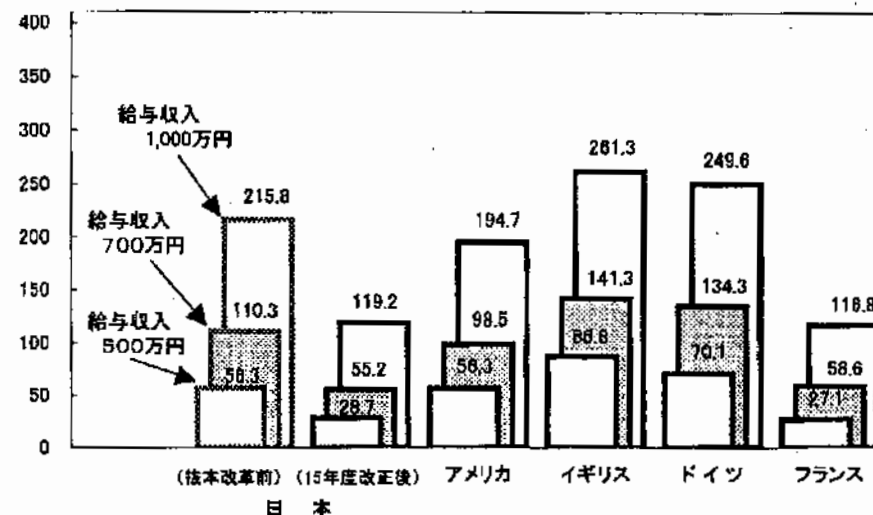
給与収入階級別の所得税・個人住民税負担額の国際比較

夫婦2人

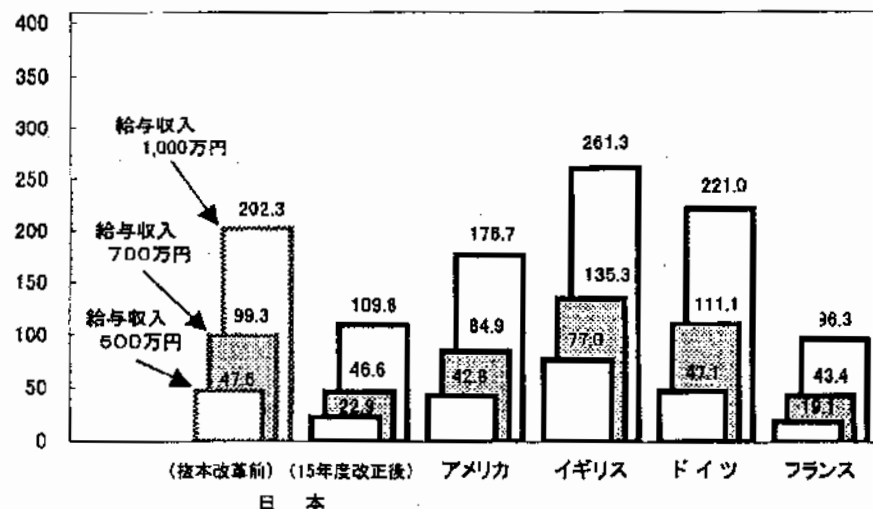


夫婦のみ

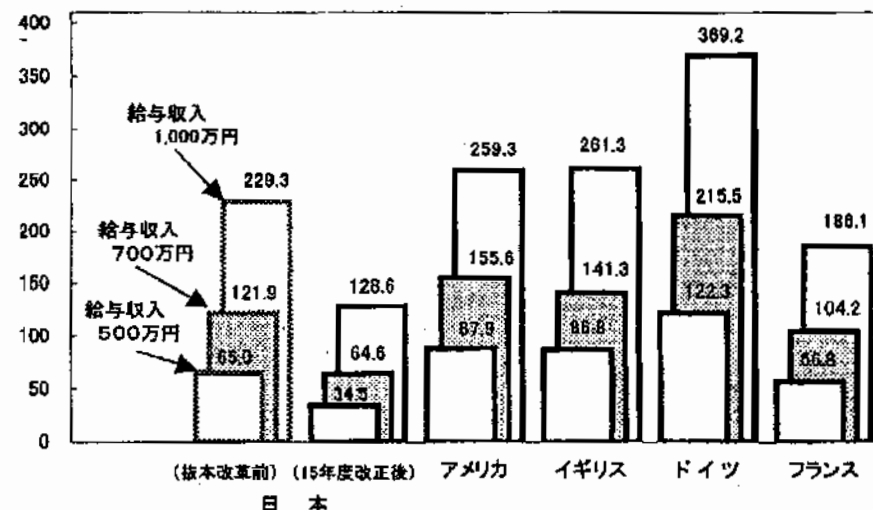
(単位:万円)



夫婦子1人



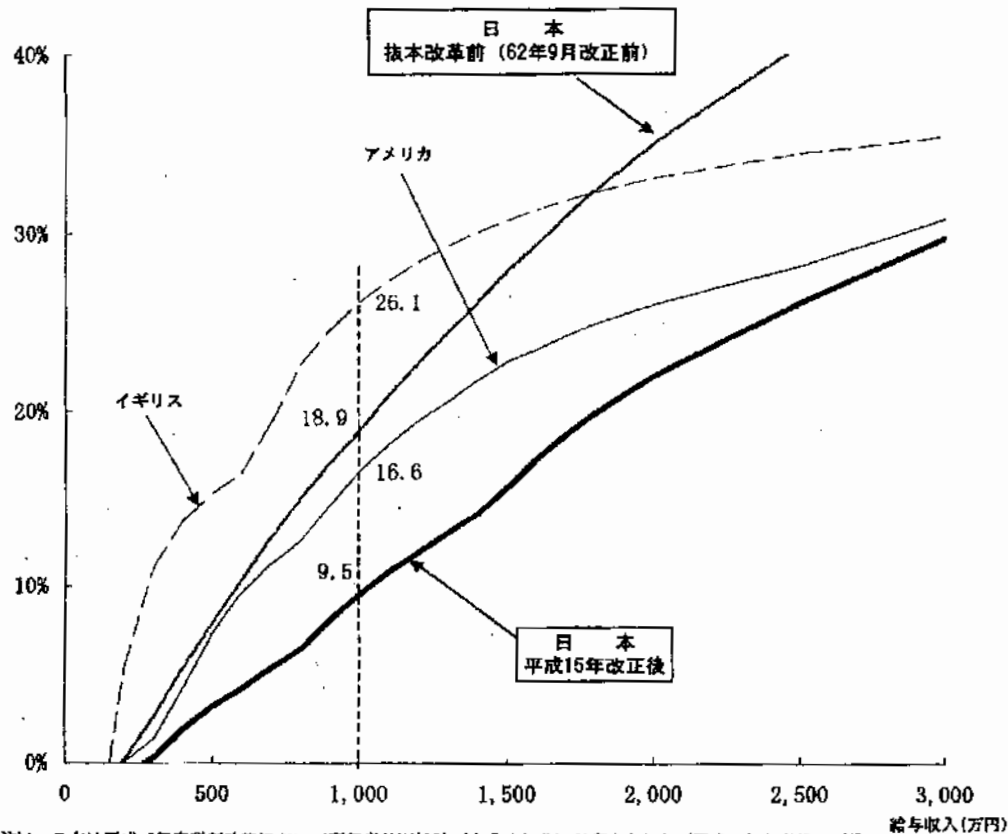
独身



- (注) 1. 日本は平成15年度税制改正において、配偶者特別控除(上乗せ部分)が廃止された(平成16年分以後の所得税及び平成17年度分以後の個人住民税について適用)。また、日本の改正後は定率減税を加味している。
2. 日本は夫婦2人の場合の子のうち1人が特定扶養親族に該当するものとしている。アメリカは夫婦子1人の場合はその子、夫婦2人の場合の子のうち1人を17歳未満としている。イギリスは夫婦子1人、夫婦2人の場合とも全ての子を1歳以上としている。
3. 日本の個人住民税は所得割のみである。アメリカの住民税はニューヨーク州の所得税を例にしている。
4. 諸外国は2003年1月現在。
5. 邦貨換算レートは次のレートによる。1ドル=121円、1ポンド=188円、1ユーロ=119円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場:平成14年6月から11月までの実勢相場の平均値)

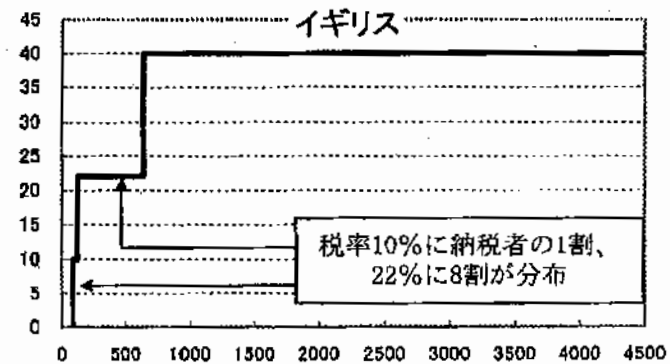
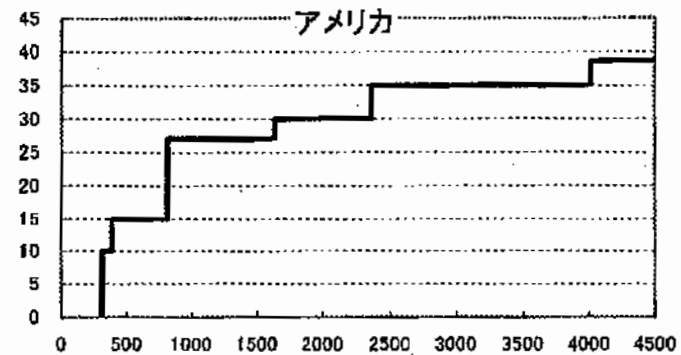
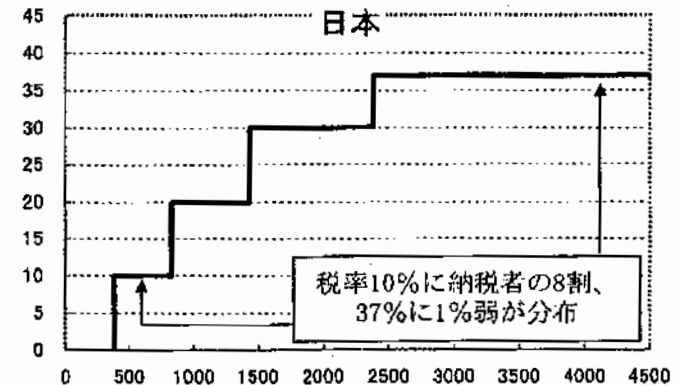
税率構造について

所得税・個人住民税の実効税率の国際比較(夫婦2人の給与所得者)



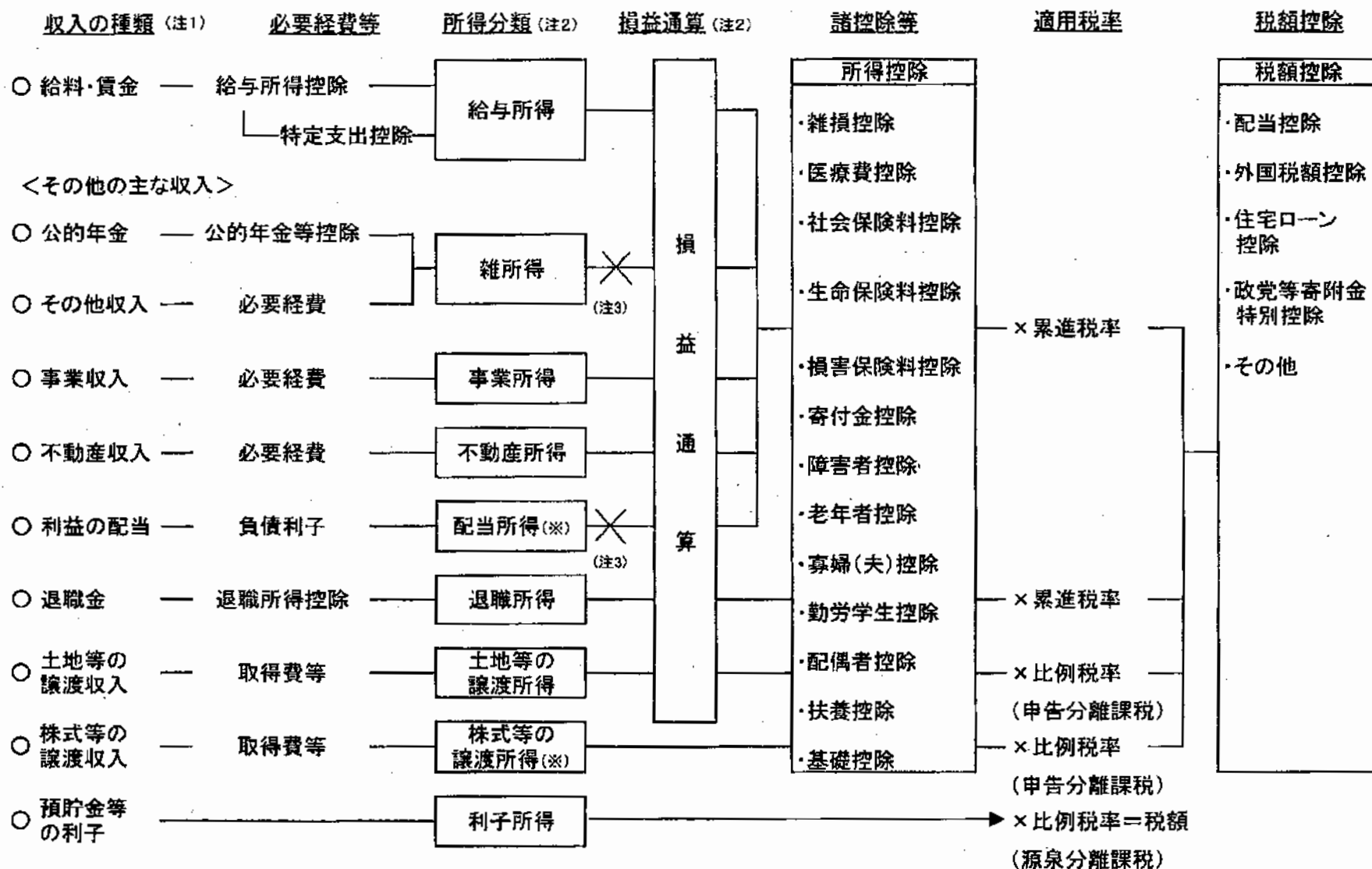
- (注)1. 日本は平成15年度税制改正において配偶者特別控除(上乗せ部分)が廃止された(平成16年分以後の所得税及び平成17年度分以後の個人住民税について適用)。また、平成15年改正後は定率減税を加味している。
 2. 日本は子のうち1人を特定扶養親族、アメリカは子のうち1人を17歳未満として算入している。
 3. アメリカの住民税はニューヨーク州の所得税を例にしている。
 4. 諸外国は2002年1月適用の税法に基づく。
 5. 邦貨換算は次のレートによる。1ドル=121円、1ポンド=186円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場:平成14年6月から11月までの実勢相場の平均値)。

所得税(国税)の限界税率の日・米・英比較



日本の給与所得者の所得税計算の仕組み(イメージ)

未定稿



(注1) 主な収入を掲げており、この他に「山林所得」、「一時所得」、「先物取引に係る雑所得等」などがある。また、各種所得の課税方法についても、上記の課税方法のほか、源泉分離課税や申告分離課税等が適用される場合がある。

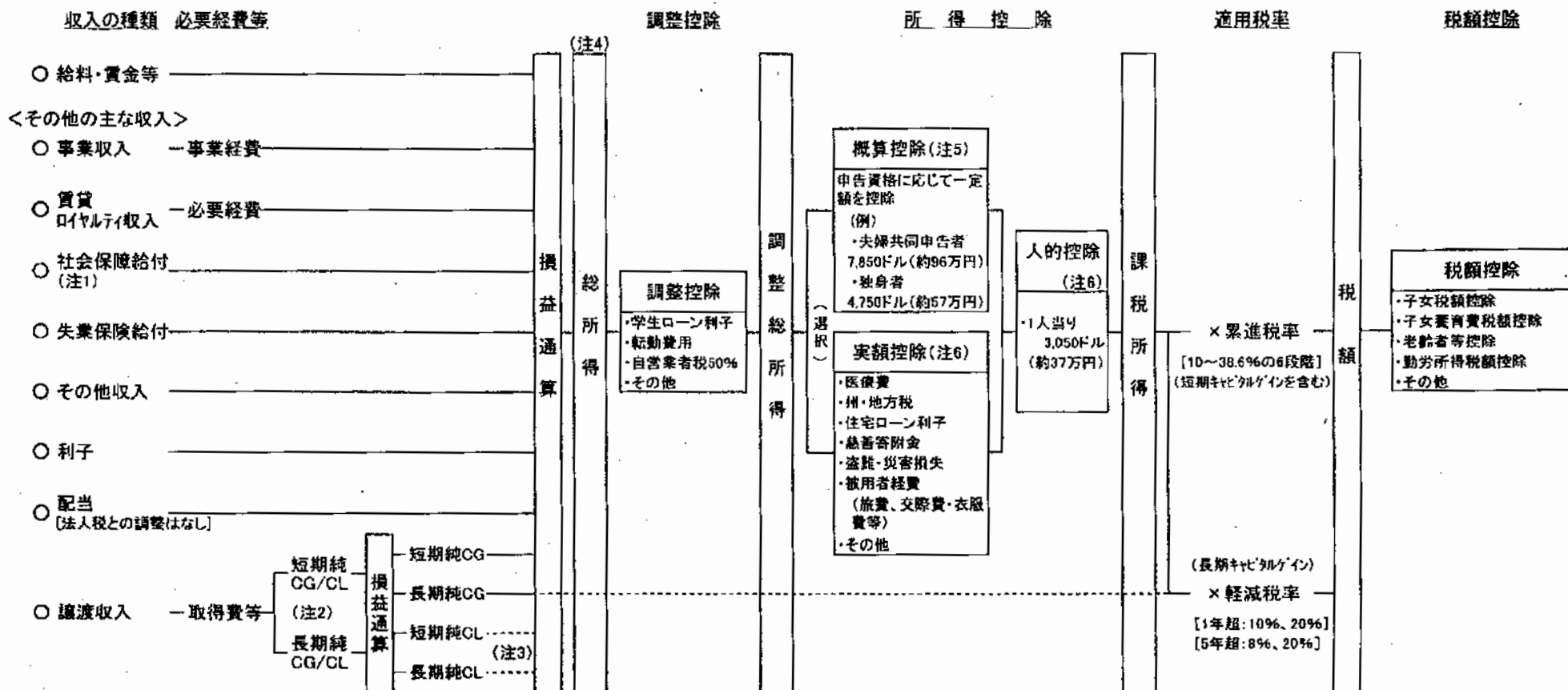
(注2) 各種所得の金額及び課税所得の金額の計算上、一定の特別控除額等が適用される場合がある。

(注3) これらの所得に係る損失額は他の所得金額と通算することができない。

(※) 「株式等の譲渡所得」及び「配当所得」については、一定の要件の下、源泉徴収のみで納税を完了することができる(確定申告不要)。

米国の給与所得者の所得税計算の仕組み(イメージ)

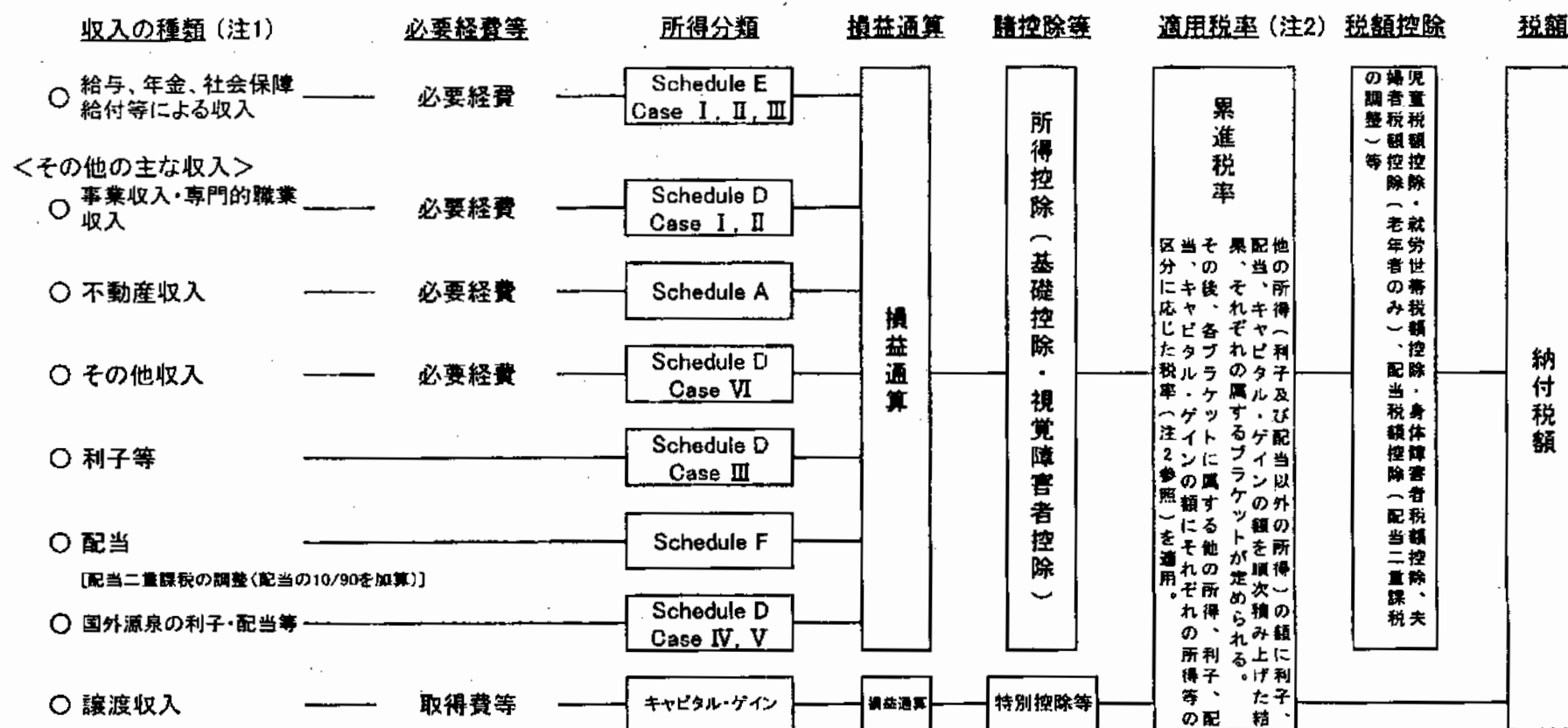
未定稿



- (注1) 公的年金等については、公的年金等の社会保障給付及びそれ以外の所得を勘案して税法に定められた所得が一定水準未満の場合、公的年金給付は総所得に算入されない。当該所得が一定水準以上の場合、税法に定める所得算入率(2段階、50・85%)に従って総所得に算入される。
- (注2) キャピタルゲイン・ロスに係る損益通算については、まず短期(1年以下保有)・長期(1年超保有)ごとに通算し、次に短期純譲渡損益と長期純譲渡損益を通算をする。(損益通算後、)短期純キャピタルゲインが残った場合は他の所得と合算して通常所得のブラケットに応じた通常の税率が適用され、長期純キャピタルゲインが残った場合は他の所得と合算した場合の所得ブラケットに応じた通常とは異なる軽減税率が適用される。
- (注3) 短期純キャピタルロス、長期純キャピタルロスが生じた場合には、3,000ドル(約36万円)を限度に総所得からの控除が可能であり、短期・長期の順で他の所得と損益通算し、通算しきれない場合には無期限の繰越しが認められる。
- (注4) 原則として、全ての源泉より生じる所得は、法律上別段の定めのある場合を除き、総所得金額に含まれる(所得区分なし)。
- (注5) 高齢者及び視覚障害者に対しては、上記概算控除に加え、それぞれに追加的概算控除として、950ドル(夫婦共同申告者等の場合)、1,150ドル(単身者等の場合)が認められる(2003年)。
- (注6) 高額所得者に対する減額措置がある。
- (注7) 損益通算については、上記の他に、自らが実質的に事業を行っているとはいえない投資(受動的活動)に係る損失(例えば、リミテッド・パートナーシップに係る損失等)について、受動的活動に係る所得以外の他の種類の所得(例えば、事業、給与、利子・配当等を源泉とするもの)とは通算出来ないこととする原則(パッシブ・アクティビティ・ロス・ルール)が1986年に導入されている。

イギリスの給与所得者の所得税及びキャピタル・ゲイン税計算の仕組み(イメージ)

未定稿



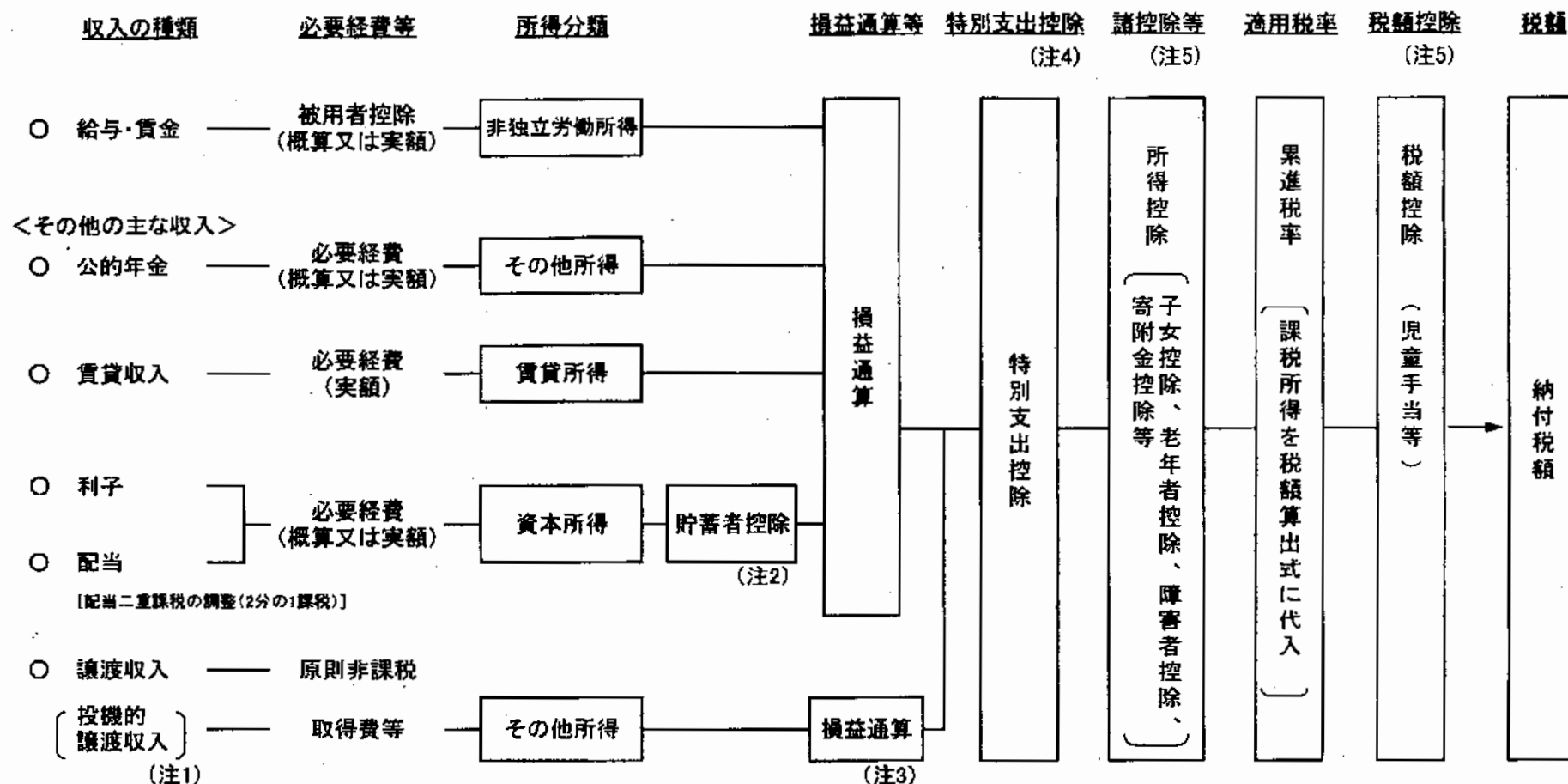
(注1) 個人の所得については所得税が課税され、個人のキャピタル・ゲインについてはキャピタル・ゲイン税が課税される。

(注2) 利子及び配当以外の所得、利子、配当及びキャピタル・ゲインに適用される税率はそれぞれ以下のとおりである。

課税所得(ポンド)	利子及び配当以外の所得	利子	配当	キャピタル・ゲイン
～1,920	10%	10%	10%	10%
1,921～29,900	22%	20%	10%	20%
29,901～	40%	40%	32.5%	40%

ドイツの給与所得者の所得税計算の仕組み(イメージ)

未定稿



(注1) キャピタル・ゲインは、原則として非課税とされているが、1年未満保有の有価証券の譲渡、10年未満保有の土地の譲渡等については、投機売買とみなされ課税対象となる。

(注2) 利子等の資本所得については、年間1,550ユーロの貯蓄者控除が存在する。

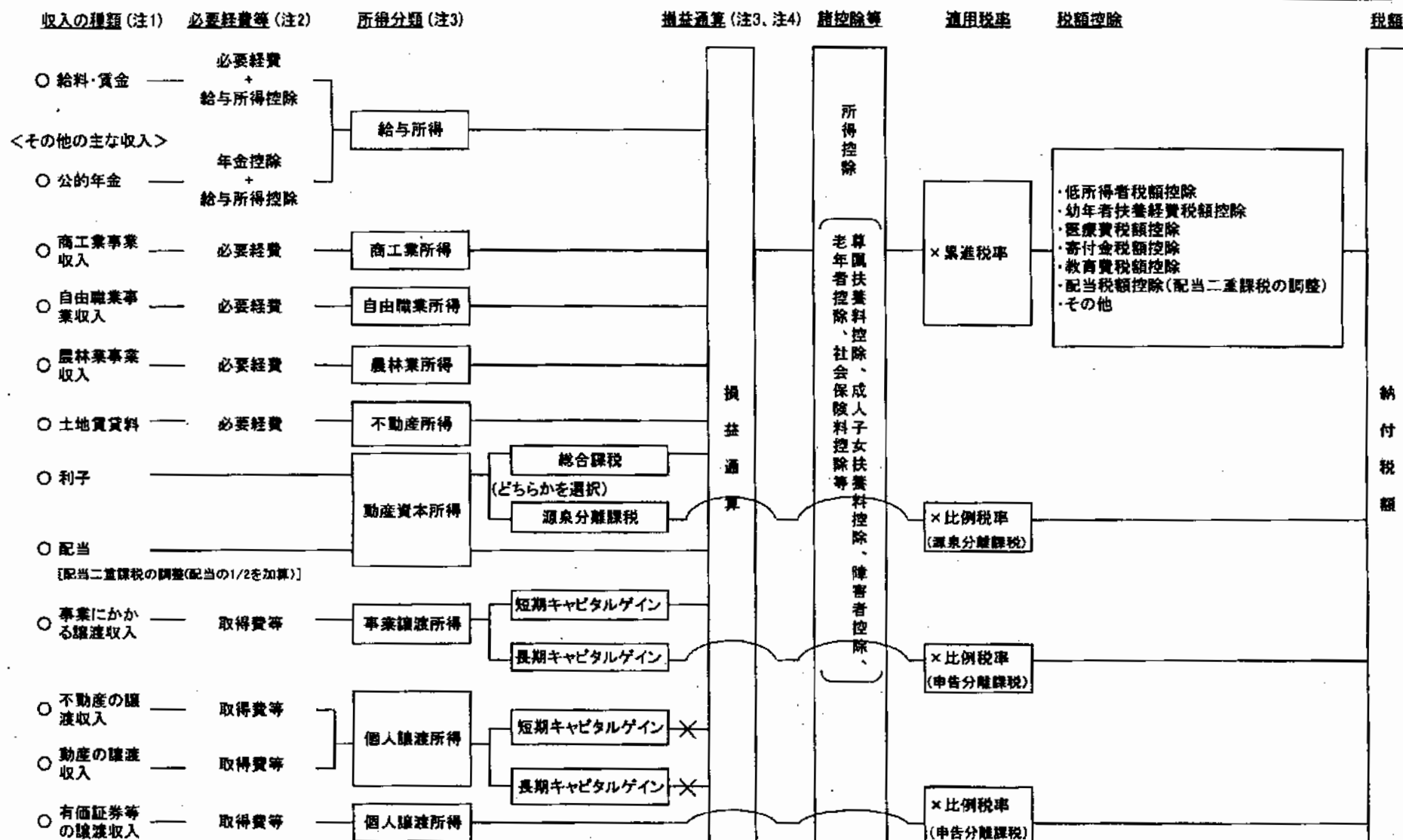
(注3) 投機売買による譲渡損失がある場合には、投機売買による譲渡益とのみ内部通算が可能であるが、通算後なお所得がある場合には(但し、年間投機所得が512ユーロ未満の場合は免税)、他の所得と合算して総合課税され、また、内部通算後、譲渡損がある場合には、損失の繰戻し(1年)及び繰越し(無期限)が認められる(他の所得との損益通算不可)。

(注4) 社会保険料、生命保険料等については保険料控除が、税務相談料、研修費等についてはその他の特別支出控除が、それぞれ概算又は実額により認められる。

(注5) 子女控除(所得控除)と児童手当(税額控除)のように、選択性になっている場合がある。

フランスの給与所得者の所得税計算の仕組み(イメージ)

未定稿



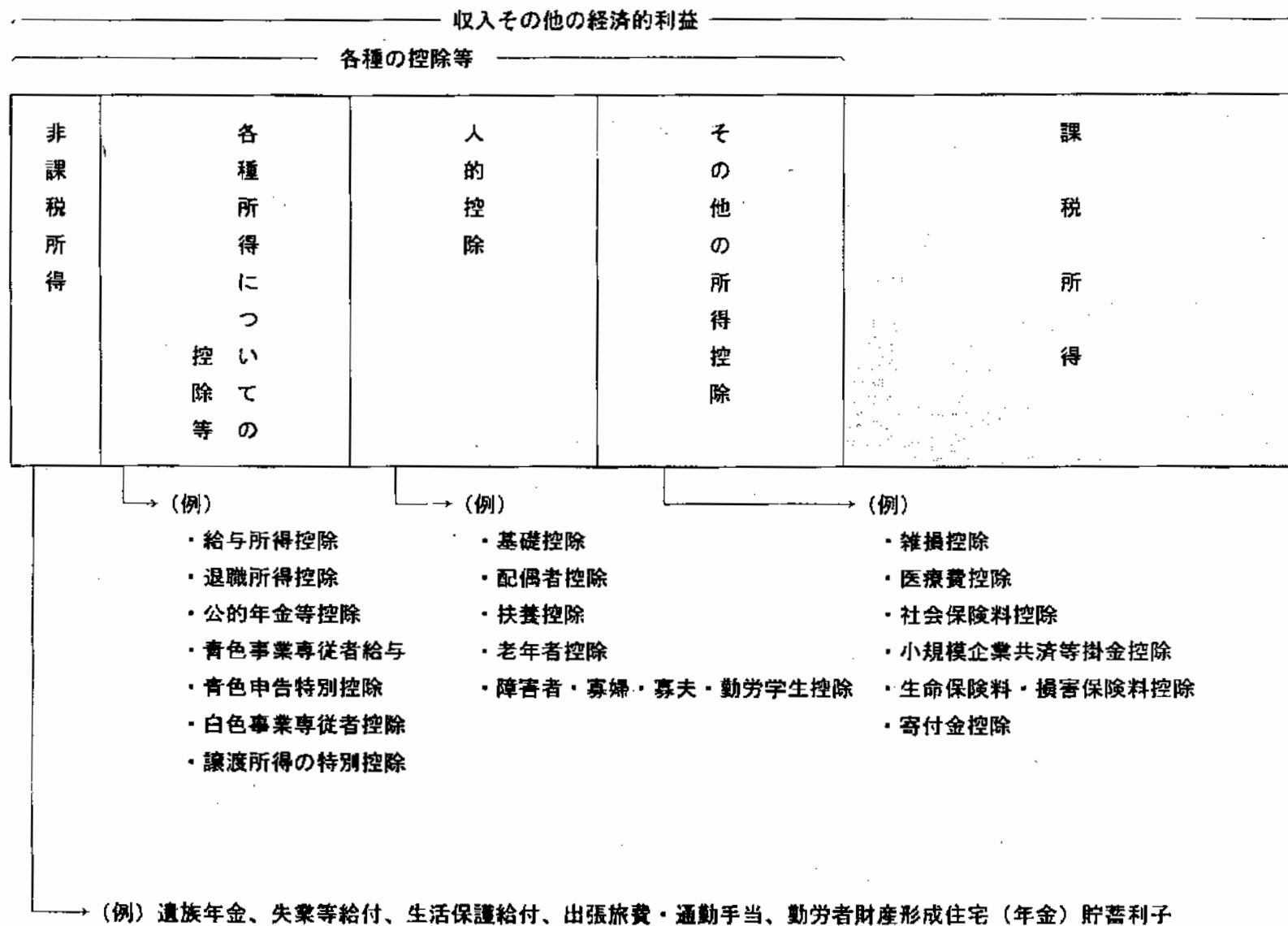
(注1) 主な収入を掲げており、この他に「特定会社役員報酬」、「不動産関連利益」がある。

(注2) 給料・賃金にかかる必要経費については、概算控除と実額控除の選択が可能。

(注3) 各種所得の金額及び課税所得の金額の計算上、一定の特別控除額等の適用がある場合がある。

(注4) 不動産、動産の譲渡収入に関しては、キャピタルロスを通算されず、キャピタルゲインのみ総合課税される。長期キャピタルゲインに関しては5年5乗法が適用される。

課税ベース（イメージ図）



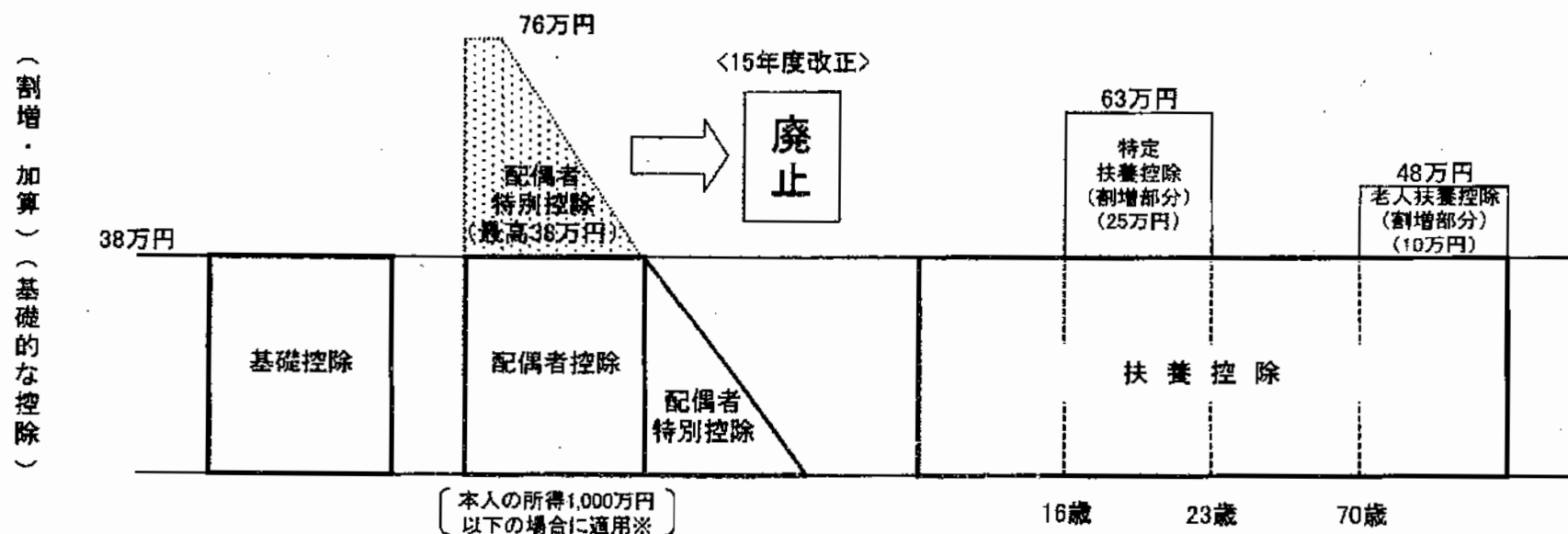
人的控除の概要

		創設年 (所得税)	対 象 者	控 除 額		本人の所得要件	
				所 得 税	個 人 住 民 税		
基礎的な人的控除	基礎控除		昭和22年	・本人	38万円	33万円	
	配偶者控除	控除対象配偶者	(昭和36年)	・生計を一にする配偶者で、かつ、年間所得が38万円以下である者	38万円	33万円	
		老人控除対象配偶者	昭和52年	・年齢が70歳以上の控除対象配偶者	48万円	38万円	
		(同居特別障害者加算)	昭和57年	・上記の者が特別障害者で、かつ、同居している場合	+35万円	+23万円	
	配偶者特別控除		昭和62年	・生計を一にする配偶者	最高38万円 (配偶者の年間所得による) 【上乗せ部分の廃止(注)】	最高33万円	年間所得1,000万円以下
	扶養控除	扶養親族	昭和25年	・生計を一にする親族等で、かつ、年間所得が38万円以下である者	38万円	33万円	
		特定扶養親族	平成元年	・年齢が16歳以上23歳未満の扶養親族	63万円	45万円	
		老人扶養親族	昭和47年	・年齢が70歳以上の扶養親族	48万円	38万円	
		(同居特別障害者加算)	昭和57年	・上記の者が特別障害者で、かつ、同居している場合	+35万円	+23万円	
		(同居老親等加算)	昭和54年	・老人扶養親族が本人と同居している場合	+10万円	+7万円	
特別な人的控除	障害者控除		昭和25年	・本人又はその控除対象配偶者若しくは扶養親族が障害者である場合	27万円	26万円	
	(特別障害者控除)		昭和43年	・上記の者が特別障害者である場合	40万円	30万円	
	老年者控除		昭和26年	・本人が65歳以上の者	50万円	48万円	年間所得1,000万円以下
	寡婦控除		昭和26年	・老年者に該当しない者で、 ①夫と死別したもの ②夫と死別又は夫と離婚したもので、かつ、扶養親族を有する者	27万円	26万円	①の場合 年間所得500万円以下
	(特別寡婦加算)		平成元年	・寡婦で、扶養親族である子を有するもの	+8万円	+4万円	年間所得500万円以下
	寡夫控除		昭和56年	・老年者に該当しない者で、かつ、妻と死別又は離婚をして扶養親族である子を有する者	27万円	26万円	年間所得500万円以下
	勤労学生控除		昭和26年	・本人が学校教育法に規定する学校の学生、生徒等	27万円	26万円	年間所得が65万円以下かつ給与所得等以外が10万円以下

(注) 配偶者特別控除(上乗せ部分)の廃止は、平成16年分以後の所得税及び平成17年度分以後の個人住民税について適用される。

人的控除の簡素化・集約化

個人所得課税の「空洞化」の状況を是正し、広く公平に負担を分かち合うとの基本的考え方の下、経済社会の構造変化に対応して個々人の選択に中立的な税制を構築していく観点から、配偶者特別控除(上乘せ部分)を廃止する



※ 給与収入約1,231万円(所得金額1,000万円)を超えると配偶者特別控除は適用されない。

※ 平成16年分以後の所得税について適用

あるべき税制の構築に向けた基本方針（抄）

平成14年6月
政府税制調査会

第二 個別税目の改革

一 個人所得課税

2. 今後の改革の方向

(2) 諸控除の見直し

① 家族に関する控除

ロ. 人的控除の基本構造の更なる見直し

次に、これらの3控除（基礎控除、配偶者控除、扶養控除）からなる人的控除の基本構造の更なる見直しについては、論点を明確化するため、あえて次の三つの異なる考え方を示し、国民の議論に付したい。

この際、考え方2または考え方3のように、配偶者控除や扶養控除を廃止する場合には、基礎控除を拡充することをあわせ考慮に入れる。

（考え方1－基礎控除、配偶者控除、扶養控除の三つの人的控除で構成する）

扶養による担税力の減殺に配慮するという、現行の人的控除の趣旨を踏まえたもの。さらに、配偶者と扶養親族との区別をなくすことにより、「家族控除（仮称）」と基礎控除の二つに集約する案もある。ただし、男女共同参画社会の形成の立場からは、配偶者特別控除の廃止（前述）にとどまらず、配偶者控除そのものも廃止すべきとの意見もある。

（考え方2－配偶者控除を廃止するとともに、扶養控除については児童及び老齢の親族のみに対象を限定する）

基本的には本人の基礎控除のみとするとの考え方に基づくもの。成人は自ら就労して所得を稼得し、自らに基礎控除を適用する可能性を持つため、これを扶養する者について扶養控除の適用を認めない。しかし、児童及び老齢の親族については、就労する機会も乏しく、自らに基礎控除を適用する可能性が少ないことから、扶養控除として取り込むという趣旨。扶養に伴う担税力の減殺に配慮しないことに加え、親族が一定の年齢に達するだけで本人の税負担が急変してしまうなどの問題がある。

（考え方3－配偶者控除及び扶養控除を廃止する一方、児童の扶養について税額控除を設ける）

本人の基礎控除のみとするとの考え方を徹底しつつ、別途、児童の養育に対し、税額控除という形で配慮するもの。所得控除と異なり、所得の多寡にかかわらず同等の配慮が可能となる（ただし、非納税者には及ばない）。他方、扶養に伴う担税力の減殺を全く認めないといった考え方は個人所得課税制度になじみにくく、また、他の所得控除と税額控除が混在することとなるため制度として複雑になる。

家族に関する控除の構造の見直し（3つの考え方）

考え方1

基礎控除

配偶者控除

扶養控除

…… これらを合せて
「家族控除 (仮称)」?

考え方2

基礎控除

拡 充

扶養控除

児童及び老齢の
親族のみ

考え方3

基礎控除

拡 充

児童の扶養に
ついて税額控除

主要国における基礎控除、配偶者控除及び扶養控除等の概要（国税）

	日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ン ス
課 税 単 位	個人単位	個人単位、夫婦単位を選択	個人単位	個人単位、夫婦単位（二分二乗）の選択	世帯単位（N分N乗）
納税者本人に関する控除	基礎控除 38万円	人的控除(注) 3,050ドル [36.9万円]	基礎控除 4,615ポンド [85.8万円]	なし 税率不適用所得 ・ 個別課税 7,236ユーロ [86.1万円] ・ 合算分割課税 14,472ユーロ [172.2万円]	なし 税率不適用所得 4,191ユーロ [49.8万円]
配偶者に関する控除	・ 配偶者控除 38万円 ・ 配偶者特別控除 (最高38万円) ⇒ 上乗せ部分廃止 (平成16年～)	・ 人的控除(注) 3,050ドル [36.9万円] 夫婦共同申告を選択した場合に、3,050ドルの2倍の人的控除が認められる(3,050ドルが配偶者控除相当額となる)	・ なし ※夫婦者税額控除は、2000年4月時点で65歳に達している者を除き廃止	・ なし	・ なし ※家族除数 ・ 独身者 1 ・ 夫婦者 2 ・ 夫婦子1人 2.5 ・ 夫婦子2人 3 ・ 夫婦子3人 4 ・ 夫婦子4人 5 以下は養子1人増すごとに1を加算する。
親族等を扶養している場合の主な控除等	・ 扶養控除 38万円 扶養親族(16歳以上23歳未満) 63万円 老人扶養親族(70歳以上) 48万円	・ 人的控除(注) (被扶養者1人につき3,050ドル[36.9万円]の所得控除 ・ 子女税額控除(17歳未満の扶養子女1人につき600ドル[7.3万円]の税額控除)	・ 児童税額控除(16歳未満の扶養子女が1人以上ある場合529ポンド[9.8万円]の税額控除) ※1歳未満の扶養子女がある場合、税額控除額は1,049ポンド[19.5万円]に増額	・ 子女控除(扶養子女1人につき5,808ユーロ[69.1万円]の所得控除) ※子女控除と児童手当(扶養子女1人につき1,848ユーロ[21.9万円])の有利な方を適用	

(注) 高額所得者に対する減額措置がある(夫婦共同申告の場合、調整総所得が209,250ドルを超える高額所得者は、超過部分2,500ドルにつき2%ずつ減額される：2003年)

(備考) 1. 平成15年1月現在の各国の税法による。

2. [] 内はそれぞれ邦貨に換算したものであり、次のレートによる。

1ドル=121円、1ポンド=186円、1ユーロ=119円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：平成14年6月から11月までの間における実勢相場の平均値)

日本と主要諸外国の所得税の課税最低限とその構成内訳(夫婦子2人の給与所得者の場合)

未定稿

区 分	日 本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
課税最低限	万円 325.0	万円 316.4	万円 150.0	万円 422.3	万円 338.5
積算の内訳	万円	ドル	ポンド	ユーロ	ユーロ
	給与所得控除 115.5	【所得控除】	【所得控除】	【所得控除】	【所得控除】
	基礎控除 38.0	人的控除 12,200	基礎控除 4,615	被用者控除 1,044	社会保険料控除 5,125
	配偶者控除 38.0	概算控除 7,950	【税額控除】	特別支出概算控除 72	必要経費概算控除(定率) 2,332
	扶養控除(2人) 101.0	【税額控除】	児童税額控除 529	保険料概算控除 4,428	給与所得控除(定率) 4,198
	社会保険料控除 32.5	扶養子女税額控除(1人) 600		【税額控除】	【税額控除】
				児童手当(2人) 3,696	低所得者控除 237
				(注)子女控除(児童1人につき5,808ユーロの所得控除)のうち有利な方を適用。 ※上記課税最低限には税率不適用所得の水準(14,472ユーロ)が加味されている。	不徴収点 61 ※上記課税最低限には税率不適用所得の水準(4,191ユーロ)が加味されている。
イメージ	その他 人的控除等 45.5% 54.5%	30.4% 69.6%	100.0%	15.6% 84.4%	41.0% 59.0%

(備考)1.日本は、平成15年度改正において配偶者特別控除(上乗せ部分)が廃止された(平成16年分以後の所得税について適用)。なお、平成15年分の課税最低限は384.2万円である。

2.日本は子2人のうち1人を特定扶養親族、アメリカは子2人のうち1人を17歳未満、イギリスは子を2人とも1歳以上として計算している。

3.諸外国は平成15年1月現在の税法に基づく。

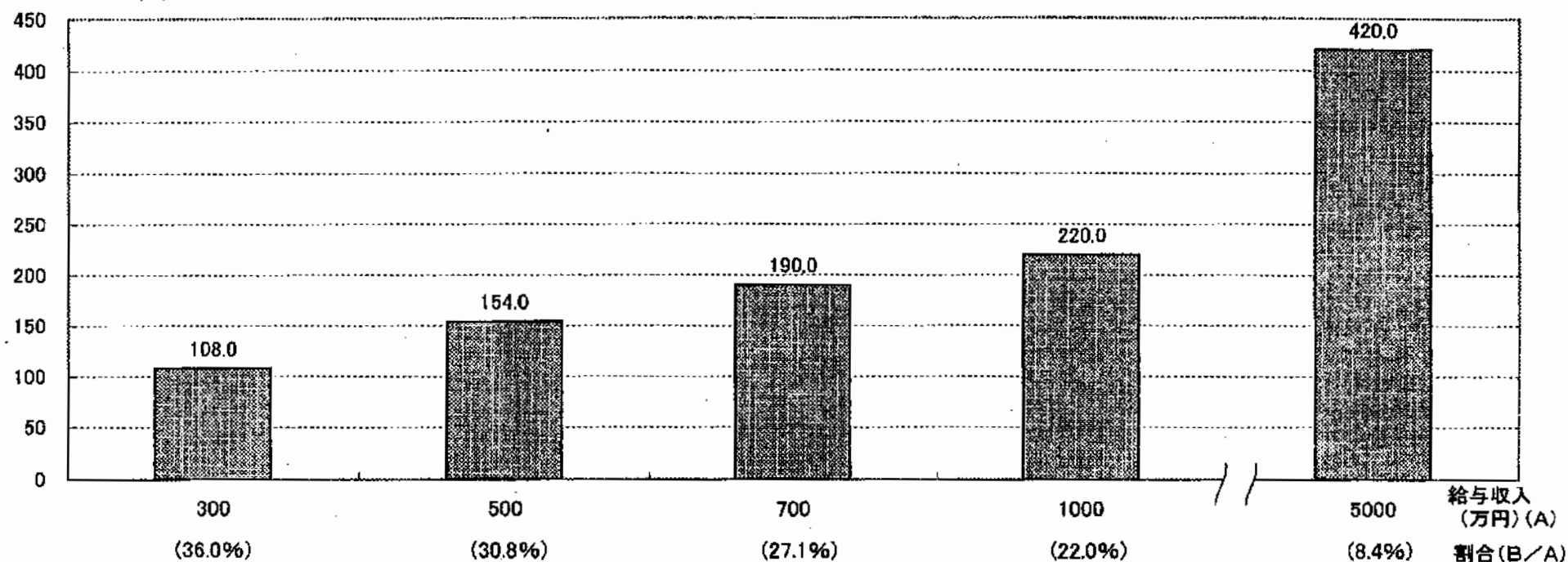
4.邦貨換算は、次のレートによる。1ドル=121円、1ポンド=186円、1ユーロ=119円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：平成14年6月から11月までの間の実勢相場の平均値)

5.課税最低限の水準には、課税単位が勘案されている。

給 与 所 得 控 除

○ 給与収入に応じた給与所得控除額

控除額(万円) (B)



○ 給与所得控除制度の概要

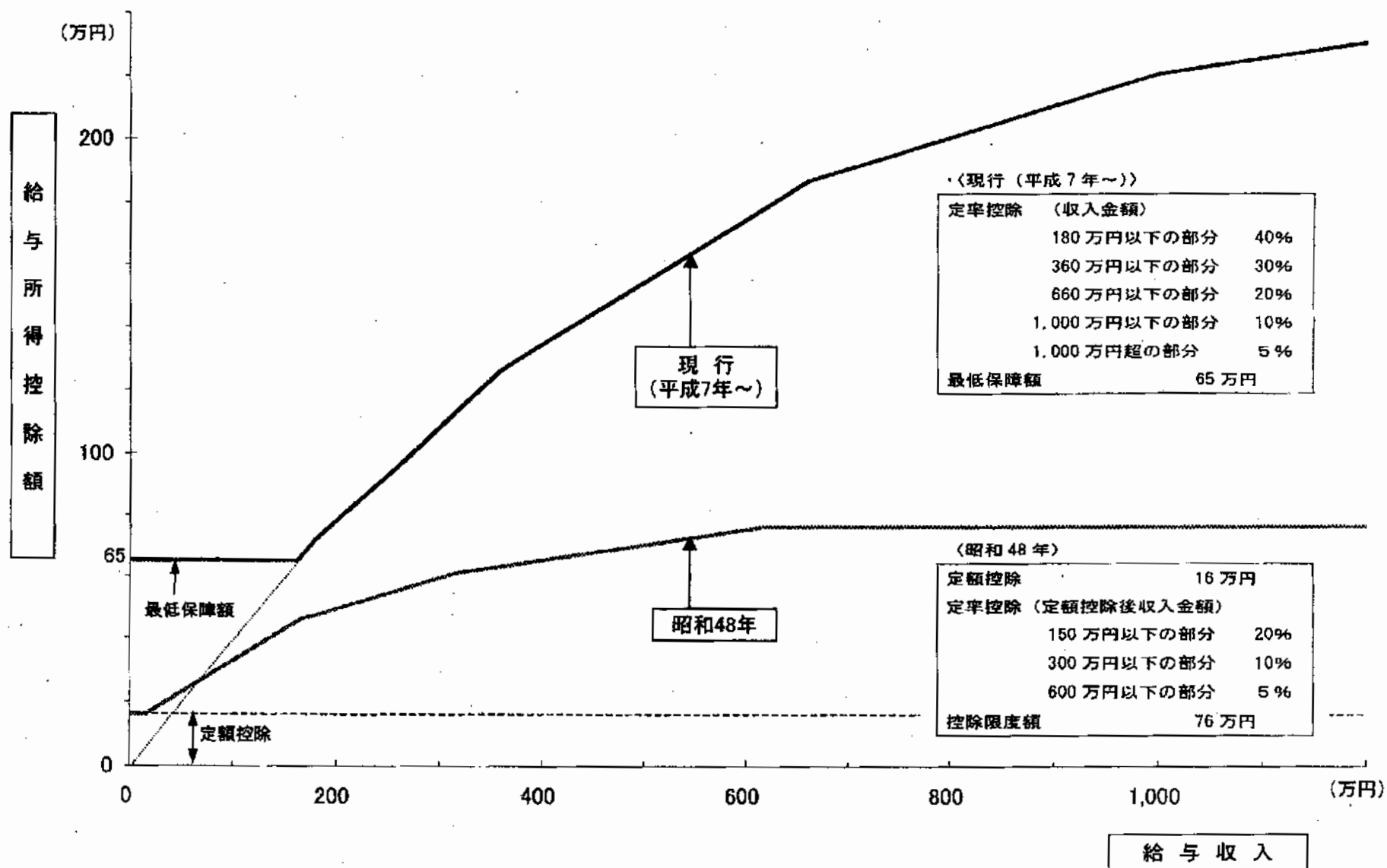
給与収入	控除率
	(最低65万円)
180万円以下の部分	40%
360 "	30%
660 "	20%
1,000 "	10%
1,000万円超の部分	5%

○ 給与総額に対する給与所得控除総額の割合

給与総額(A)	給与所得控除 総額(B)	割合(B/A)
212.6兆円	61.2兆円	28.8%

(備考 平成15年度予算ベース)

給与所得控除制度（給与収入に応じた給与所得控除）



給与所得控除の沿革

大正2年 「勤労控除」の創設(定率控除)

○ 昭和49年以降現行までの制度の推移

昭和22年 分類所得税の廃止(「勤労所得」を「給与所得」に改称)

控除限度額の設定

昭和25年 シャープ税制(控除率引下げ)

昭和28年 「給与所得控除」に改称

昭和32年 控除率を複数段階に設定(収入に応じて逡減)

昭和36年 定額控除の導入(定額控除と定率控除の組合せ)

昭和49年 最低控除保障額の設置(定額控除と定率控除を統合)
控除限度額の廃止

区分		(参考) 昭和48年	49～54年	55～58年	59～63年	平成元～6年	現 行 (7年～)	
		万円	万円	万円	万円	万円	万円	
定額控除		16	—	—	—	—	—	
定率控除	(最低保障)	—	(50)	(50)	(57)	(65)	(65)	
	控除率	40%	—	～150	～150	～165	～165	～180
		30%	—	～300	～300	～330	～330	～360
		20%	～150	～600	～600	～600	～600	～660
		10%	～300	600～	～1000	～1000	～1000	～1000
		5%	～600	—	1000～	1000～	1000～	1000～
控除限度額		76	—	—	—	—	—	

勤労者世帯（標準世帯）の年間収入5分位階級別1世帯当たり品目別年間支出金額調（平成13年）

この表は、従来から、給与所得者の勤務に関連する経費ではないかと指摘される支出品目を幅広く抜き出し、その年間支出額を調べたものである（支出品目は従来から同一のものを使用している。）。

したがって、実際には、給与所得者の勤務とは関係がない支出も含まれていることがあろうし、また、むしろ家事上の支出とみるべきものもあることに留意する必要がある。

年間収入5分位階級	年間収入額 (A)	年 間 支 出 額								(B)
		衣 料 品	身の回り品	理容・洗濯	文 具	新聞・書籍	こづかい	つきあい費	計 (B)	(A)
万円	千円	円	円	円	円	円	円	円	円	%
I (~ 461)	4,284	11,481	7,578	9,293	1,112	34,054	193,225	5,303	262,046	6.1
II (~ 586)	5,270	20,744	10,556	12,838	1,861	49,926	218,439	15,049	329,413	6.3
III (~ 697)	5,916	19,793	12,103	17,776	2,182	56,301	266,121	19,042	393,318	6.6
IV (~ 863)	7,031	28,330	14,342	20,937	2,260	61,071	345,633	23,789	496,362	7.1
V (863~)	9,831	53,227	21,662	31,662	2,226	89,783	432,597	21,645	652,766	6.6
平 均	6,467	26,715	13,248	18,495	1,928	58,228	291,203	16,966	426,783	6.6
支 出 品 目 別 内 訳		背広服、男子用コート 男子用ズボン、ワイシャツ、他の男子用シャツ	男子用靴下 男子靴、傘 ネクタイ、他のバック	理髪料、洗濯代	筆記・絵画用具	新聞、教科書・学習参考教材、書籍	こづかいの内訳は不明 他の項目に入るべき支出も含んでいる可能性がある。			

(備考) 1 この表は「家計調査」(総務省統計局)の「4人世帯(有業者1人)年間収入五分位階級別1世帯当たり支出金額、購入数量及び平均価格」により作成した。

2 支出額には世帯主以外の家族の分も含まれている。

3 年間収入額は「月平均実収入×12」としている。

給与所得者の特定支出控除（昭和63年分～）

(1) 制度の概要

給与所得者が特定支出をした場合において、その年中の特定支出の額の合計額が給与所得控除額を超えるときは、給与所得の金額は給与等の収入金額からその給与所得控除額及びその超える部分の金額を控除した残額とすることができる。

(2) 控除の対象となる特定支出の範囲（5項目）

項 目	内 容
○ 通勤費	通勤のために通常必要な運賃の額
○ 転任に伴う転居のための引越費用	転任に伴う転居のために通常必要な運賃、宿泊費及び家財の運送費の額
○ 研修費	職務の遂行に直接必要な技術又は知識を習得することを目的として受講する研修費
○ 資格取得費	職務に直接必要な資格を取得するための費用（弁護士、公認会計士、税理士等の資格取得費を除く。）
○ 単身赴任者の帰宅旅費	転任に伴い単身赴任をしている者の帰宅のための往復旅費（月4回を限度とする。）

(3) 適用手続

確定申告書に特定支出の額の支出に関する明細書や勤務先の証明書を添付するとともに、その額を証する領収証等の書類を添付し、又は提示する。

（注）平成13年分における特定支出控除の適用者数は4件。

主要国における給与所得者を対象とした必要経費等控除制度の概要（未定稿）

	日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ン ス
概 算 控 除	給与所得控除（定率） 給与収入に応じ、5段階の控除率（40%～5%）を適用 最低 65万円	概算控除（定額） 7,850ドル（94.9万円） （夫婦共同申告の場合） （注）概算控除を選択した場合、実額控除は適用できない。	な し	被用者概算控除（定額） 1,044ユーロ（12.4万円） （注）被用者概算控除を選択した場合、実額控除は適用できない。 特別支出概算控除（定額） 36ユーロ（0.4万円） （注）特別支出概算控除は、被用者概算控除に加え、一定の経費（研修費等）の実額控除に代えて選択することができる。	必要経費概算控除 （定率・上限あり） 給与収入（社会保険料控除後）の10% 最低 370ユーロ（4.4万円） 上限 12,437ユーロ（148.0万円） （注）必要経費概算控除を選択した場合、実額控除は適用できない。 給与所得控除（定率・上限あり） 実額控除又は必要経費概算控除に加えて、当該控除後の所得の20% 上限 22,780ユーロ（271.1万円）
給与所得者の必要経費の実額控除	※ 特定支出控除 （下記の特定支出額が給与所得控除を超える部分）	下記の費用について実額控除可（高額所得者には控除額の減額措置あり）	下記の費用について実額控除可	下記の費用について実額控除可	下記の費用について実額控除可
通 勤 費	・通勤に通常必要な運賃	——	——	・通勤に通常必要な運賃（自動車等による場合は限度あり）	・通勤に通常必要な運賃
転 勤 費	・転勤に伴う転居のために通常必要な運賃 ・宿泊費 等	・転勤費用	・転勤費用	・転勤費用	・転勤費用
旅 費 等	・単身赴任者の帰宅旅費 （職務上の旅費は非課税）	・職務上の旅費	・職務上の旅費	・職務上の旅費 ・単身赴任者の帰省費 等	・職務上の旅費
資格取得費、研修費、図書費	・研修費（職務の遂行に直接必要な技術又は知識習得のためのものに限り） ・資格取得費（職務に直接必要な資格取得の費用に限り）	・研修費（職務上必要（雇用主の要求若しくは法令の要件を満たすため等）な技能の維持向上を目的とするものに限り） ・図書費（職務上必要（雇用主の要求がある場合等）な定期刊行物の購読費に限り）	・研修費（職務上必要（雇用主の要求若しくは法令の要件を満たすため等）な技能の維持向上を目的とするものに限り） ・図書費（専ら職務遂行上必要な専門書等の購入費に限り）	・研修費（職業上の要請に応じるために必要な知識を習得するためのものに限り） ・図書費（専ら職務遂行上必要な専門書等の購入費に限り）	・資格取得費（職業上の資格取得、学位論文の準備、印刷に関する費用に限り） ・図書費（職業上必要な書籍等の購入費に限り）
衣 服 費	——	特殊な衣服を必要とされる特殊な職業の場合に限り	職業上必要とされる特殊な衣服の費用に限り	職場のみで着用される職業用の衣服の費用に限り	特殊な衣服を必要とされる特殊な職業の場合に限り
そ の 他	——	・交際費（雇用主が負担を要求したことを証明した場合（支出額の50%を限度）に限り） ・一定の職業上の団体の会費	・一定の職業上の団体の会費（労働組合費は除く）	・交際費（取引観念上適当であり、かつその理由と額が書面により証明される場合（支出額の80%を限度）に限り） ・一定の職業上の団体の会費	・交際費（職業遂行上必要なものに限り） ・労働組合費

（注）邦貨換算レートは、1ドル＝121円、1ユーロ＝119円（基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：平成14年6月から11月までの間における実勢相場の平均値）。

あるべき税制の構築に向けた基本方針（抄）

〔平成 14 年 6 月〕
政府税制調査会

第二 個別税目の改革

一 個人所得課税

2. 今後の改革の方向

(2) 諸控除の見直し

③ 給与・退職金に関する控除

イ. 給与所得控除は、マクロ的に見るとその総額（平成 14 年度予算ベースで 62.8 兆円）は、給与総額（222.8 兆円）の約 3 割の水準になっている。これは、給与所得者の必要経費に関する概算的な控除としては説明しきれない高い水準と言える。主要国における勤務費用の概算控除は定額であったり控除限度額が設定されており、これと比較してわが国では控除額の上限がない点も問題である。

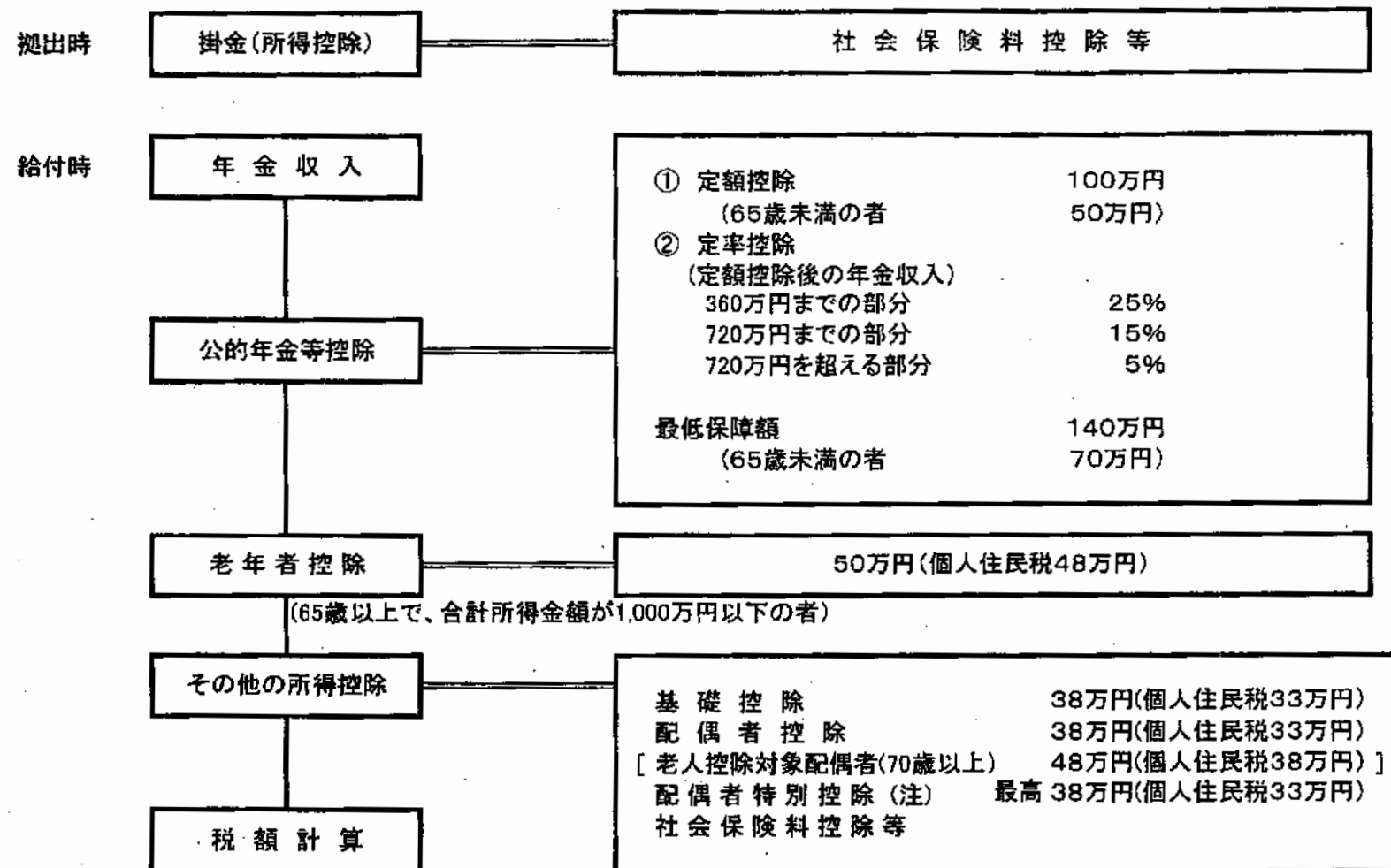
当調査会は、従来、給与所得控除の性格について、「勤務費用の概算控除」のほか、被用者特有の事情に配慮した「他の所得との負担調整のための特別控除」という二つの要素を含むものと整理してきた。昨今、被用者は就業者の約 8 割を占めるようになっており、また、多様な就業形態を選択する者が増加している。このような中で、被用者特有の事情に特に配慮する必要性は低下してきていると考える。

上記のような事情を踏まえると、給与所得控除については、勤務費用の概算控除としての合理的な水準を見極めつつ、縮減を図る方向で検討する必要がある。

なお、一般の被用者の間では、事業経営者は法人形態を利用して税負担の軽減を図り得る、その所得捕捉が十分に行われていないのではないかと、といった不公平感が根強い。このため、給与所得控除の縮減を図る上では、こうした不公平感をも念頭に置いて対処する必要がある。

また、勤務に直接必要な特定の支出を実額で控除する仕組みとして特定支出控除制度が設けられている。しかし、その適用例は未だ僅少である。今後、給与所得控除の水準を縮減すれば、特定支出控除の選択的適用が増加することになる。また、同制度の対象となる特定の支出の範囲は主要国と比較して狭いものではないが、社会経済情勢の変化を踏まえ、その範囲についての検討も必要であろう。

公的年金等に係る課税の仕組み



(注) 配偶者特別控除(上乗せ部分)については、平成16年分の所得税及び平成17年度分の個人住民税から廃止される。

公的年金等控除

1. 制度の概要【昭和63年適用（昭和62年9月創設）】

納税者が、公的年金等の支払を受けた場合における雑所得の金額の計算は、公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を控除して行われる。

公的年金等に係る雑所得の金額＝公的年金等の収入金額－公的年金等控除額

2. 対象とされる公的年金等の範囲（次の制度に基づく年金）

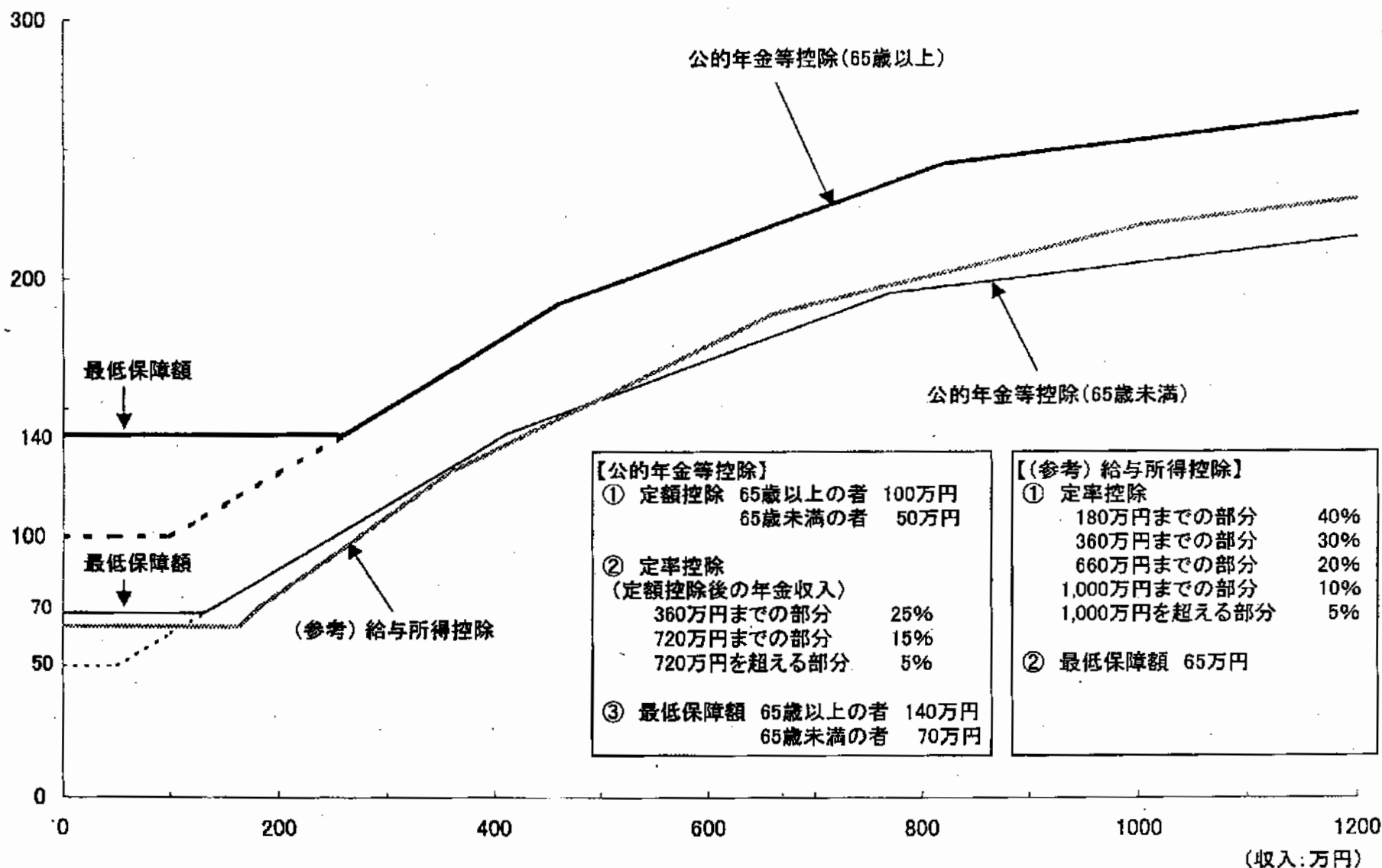
イ 国民年金	チ 農業者年金基金
ロ 国民年金基金	リ 確定給付企業年金
ハ 厚生年金	ヌ 適格退職年金
ニ 厚生年金基金	ル 確定拠出年金
ホ 国家公務員共済組合	ヲ 特定退職金共済制度
ヘ 地方公務員等共済組合	ワ 中小企業退職金共済
ト 私立学校教職員共済制度	カ 小規模企業共済制度
	等

3. 公的年金等控除額

① 定額控除	100万円
（65歳未満の者	50万円）
② 定率控除	
【定額控除後の年金収入】	
360万円までの部分	25%
720万円までの部分	15%
720万円を超える部分	5%
最低保障額	140万円
（65歳未満の者	70万円）

公的年金等控除（現行制度）

（控除額：万円）



公的年金等に対する課税の沿革

	年 金 (これに類する給付)	退職一時金 (これに類する給付)	(備考) 対象とされる主な社会保険制度等
昭和32年以前	雑所得	一時所得	
32	給与所得とみなす	退職所得とみなす	厚生年金保険、(旧)船員保険、 国家公務員共済、私立学校教職員共済
33			農林漁業団体職員共済
34			国民年金、中小企業退職金共済、 特定退職金共済団体
37			地方公務員共済、適格退職年金
40	給与等とみなす (=給与所得)	退職手当等とみなす (=退職所得)	
41			厚生年金基金
43			石炭鉱業年金基金
45			農業者年金基金
49			小規模企業共済
62	雑所得 (公的年金等に係る雑所得)		
平成3年			国民年金基金
13			確定拠出年金、確定給付企業年金

税制の抜本的見直しについての答申（抄）
（政府税制調査会）（昭和61年10月）

— 公 的 年 金 課 税 関 係 —

第二 個別税目についての検討

一 個人所得課税

10 年金課税

高齢化社会の進展に伴い、拠出段階から給付段階までを通じ各種の年金の国民経済に占める比重は今後一層増大していくと見込まれる。このような状況を踏まえるとともに、給与所得控除の見直しが行われることに顧み、年金に対する課税のあり方について見直しを行う必要がある。

(1) 公 的 年 金

(中略)

- ② 給付段階での公的年金については、税法上給与等とみなして、給与所得控除が適用されている。加えて、老年者については、特別措置として、老年者年金特別控除が設けられている。

イ 公的年金を受給する老年者に対する控除の水準については、拠出世代と受給世代の間の負担のバランスという見地から見直すべきではないかという意見があるが、公的年金の受給者は、経済的稼働力が通常減退する局面にある高齢者であること等を考慮すれば、基本的には現行程度の水準を維持することが適当であると考える。

老年者年金特別控除等の公的年金に対する控除は、公的年金と他の所得との負担調整を行うという観点のほか、受給者の多くが老年者であるところから、公的年金に対する控除の仕組みを通じて老年者に対して税制上の配慮を加えるという趣旨によるものと考えられる。

公的年金の給付水準は受給者間でかなりの差があるこ

と、公的年金の受給者の中には、他の所得が相当の水準にある者もいると認められることからすれば、公的年金であるが故に多額の控除を設けることは負担の公平の観点からみて問題なしとしない。

さらに、高齢者雇用の進展等高齢者の所得稼働の形態の多様化が今後一層進むと見込まれることを踏まえれば、公的年金に対する負担調整措置と老年者に対する税制上の配慮について整序を図ることが適当であり、老年者に対する税制上の配慮のあり方としては、老年者の所得一般を対象とする老年者控除を通じてこれを行うことが適当である。

- ロ 給与所得控除は、勤務関係を前提とし勤務に伴う経費を概算的に控除するとともに勤務関係に特有の非独立的な役務提供、使用者による空間的・時間的な拘束といった諸点に着目して、給与所得と他の所得との負担の調整を図る趣旨から設けられたものである。したがって、必ずしもこのような事情が認められない公的年金について、給与所得控除を適用することは合理的ではないと考える。

しかしながら、公的年金は、通常、経済的稼働力が減退する局面にある者の生計手段とするため公的な社会保険制度から給付される年金であること等を考慮すれば、他の所得との間で何らかの負担調整措置が必要とされる事情があると認められる。

- ハ 以上のような諸点を踏まえ、公的年金を受給する老年者に対し、基本的には現行程度の控除水準を維持しつつ課税制度の整備合理化を図ることとし、給与所得控除及び老年者年金特別控除に代えて、他の所得との負担調整のための新たな控除を設けるとともに老年者控除を引き上げることが適当であると考える。

また、このような課税の仕組みの見直しを行うに当たっては、公的年金の支給形態の特異性、年金支給機関の事務負担、年金受給者の手数等に配慮しつつ、適切な源泉徴収等の仕組みが講ぜられることが必要である。

公的年金の所得税負担状況の推移(65歳以上夫婦世帯の場合)

(単位:万円)

		年金収入250万円の場合		年金収入400万円の場合	
		昭和62年(度)分	15年度改正後	昭和62年(度)分	15年度改正後
年金収入		250.0	250.0	400.0	400.0
	老年者年金特別控除	78.0	—	78.0	—
	給与所得控除	68.1	—	113.1	—
	公的年金等控除	—	140.0	—	175.0
	小計	146.1	140.0	191.1	175.0
所得金額		103.9	110.0	208.9	225.0
所得控除	老年者控除	25.0	50.0	25.0	50.0
	基礎控除	33.0	38.0	33.0	38.0
	配偶者控除	38.0	38.0	38.0	38.0
	配偶者特別控除	11.3	—	11.3	—
	社会保険料控除	7.7	11.1	14.0	19.1
所得控除計		114.9	137.1	121.2	145.1
課税所得金額		0.0	0.0	87.7	79.9
所得税		0.0	0.0	9.2	8.0 (6.4)
(参考)個人住民税		0.9	0.0	7.3	4.6 (3.9)

(注) 1. 平成15年度税制改正において、配偶者特別控除(上乗せ部分)が廃止された(平成16年分以後の所得税及び平成17年度分以後の個人住民税について適用)。

2. 一定の社会保険料が控除されるものとして計算している。

3. 所得税、個人住民税の()書きは、定率減税後の税額である。

年金受給者世帯と給与所得者世帯との所得税の課税最低限の状況

改正前

改正後（平成16年～）

○ 年金受給者世帯

- ・ 65歳以上の者で配偶者が老人控除配偶者に該当する場合
 <354. 3万円>

公的年金等控除	社会 保険料 控除	基礎 控除	配偶者 控除	配偶者 特別控除	老年者 控除
163.6万円	16.7万円	38万円	48万円	38万円	50万円

<299. 8万円>

公的年金等控除	社会 保険料 控除	基礎 控除	配偶者 控除	老年者 控除
149.9万円	13.9 万円	38万円	48万円	50万円

- ・ 65歳以上の者で独身の場合
 <236. 3万円>

公的年金等控除	社会 保険料 控除	基礎 控除	老年者 控除
140万円 (注2)	8.3 万円	38万円	50万円

<236. 3万円>

公的年金等控除	社会 保険料 控除	基礎 控除	老年者 控除
140万円 (注2)	8.3 万円	38万円	50万円

○ 給与所得者世帯

- ・ 夫婦のみの給与所得者の場合
 <220. 0万円>

給与所得控除	社会 保険料 控除	基礎 控除	配偶者 控除	配偶者 特別控除
84万円	22万円	38万円	38万円	38万円

<156. 6万円>

給与所得控除	社会 保険料 控除	基礎 控除	配偶者 控除
65万円 (注3)	15.6 万円	38万円	38万円

(注1) 平成15年度税制改正において、配偶者特別控除（上乗せ部分）が廃止された（平成16年分以後の所得税について適用）。

(注2) 140万円は公的年金等控除（65歳以上の者）の最低保障額である。

(注3) 65万円は給与所得控除の最低保障額である。

年金受給者世帯と給与所得者世帯との個人住民税の課税最低限の状況

改正前

改正後（平成17年度分～）

○ 年金受給者世帯

- ・ 65歳以上の者で配偶者が老人控除対象配偶者に該当する場合

〈322.7万円〉 (非課税限度額 266.6万円)

公的年金等控除	社会保険料控除	基礎控除	配偶者控除	配偶者特別控除	高齢者控除
155.6万円	15.1万円	33万円	38万円	33万円	48万円

- ・ 65歳以上の者で独身の場合

〈228.8万円〉 (非課税限度額 266.6万円)

公的年金等控除	社会保険料控除	基礎控除	高齢者控除
140万円 (注2)	7.8万円	33万円	48万円

〈275.4万円〉

公的年金等控除	社会保険料控除	基礎控除	配偶者控除	高齢者控除
143.8万円	12.6万円	33万円	38万円	48万円

〈228.8万円〉

公的年金等控除	社会保険料控除	基礎控除	高齢者控除
140万円 (注2)	7.8万円	33万円	48万円

○ 給与所得者世帯

- ・ 夫婦のみの給与所得者の場合

〈195.0万円〉 (非課税限度額 176.6万円)

給与所得控除	社会保険料控除	基礎控除	配偶者控除	配偶者特別控除
76.5万円	19.5万円	33万円	33万円	33万円

〈145.5万円〉

給与所得控除	社会保険料控除	基礎控除	配偶者控除
65万円 (注3)	14.5万円	33万円	33万円

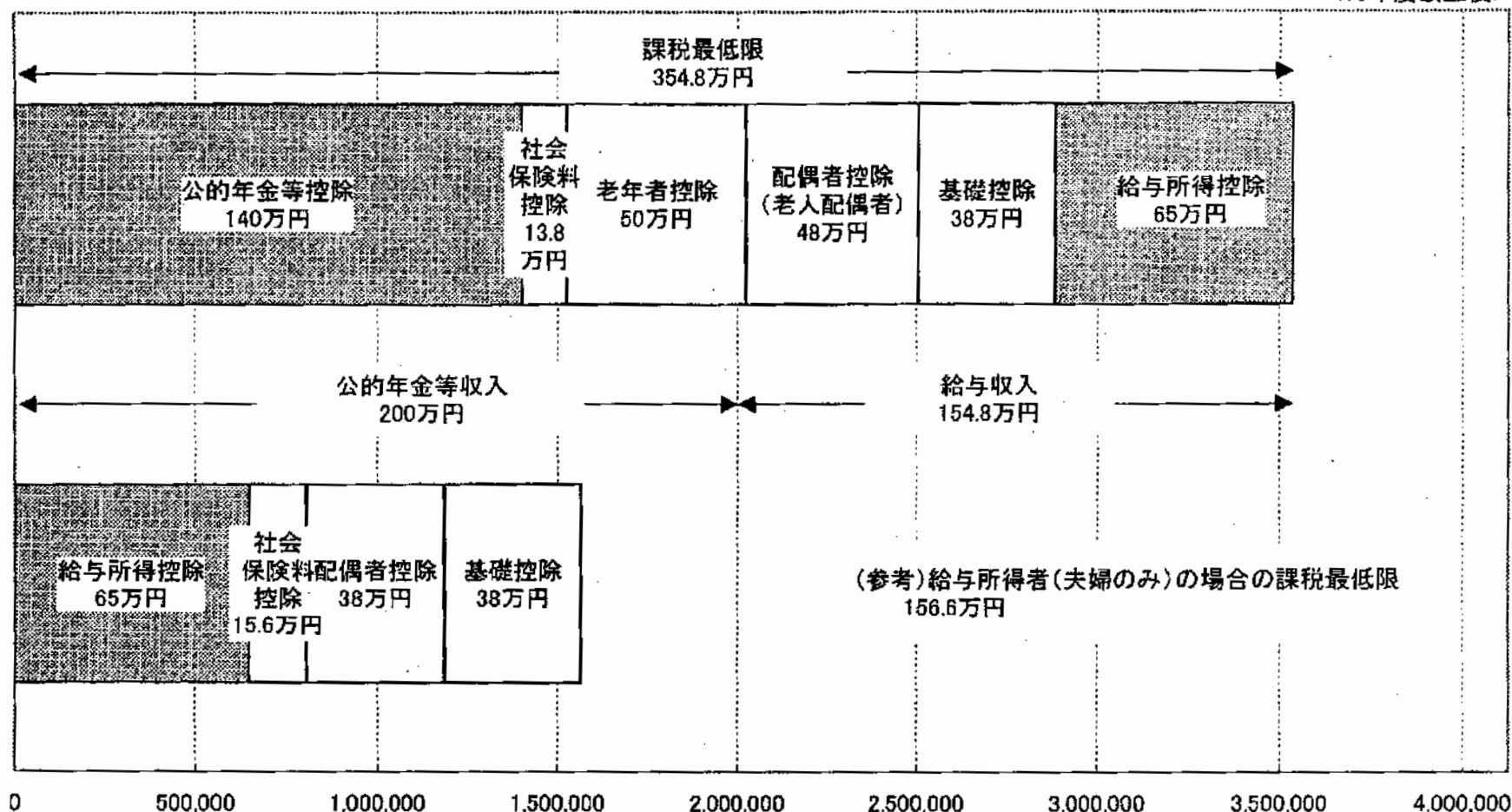
(注1) 平成15年度税制改正において、配偶者特別控除（上乗せ部分）が廃止された（平成17年度分以後の個人住民税について適用）。

(注2) 140万円は公的年金等控除（65歳以上の者）の最低保障額である。

(注3) 65万円は給与所得控除の最低保障額である。

公的年金等受給者(65歳以上)が給与収入を得ている場合の課税最低限(イメージ)

<15年度改正後>



[個人住民税関係]

上記の場合における個人住民税の課税最低限は、336.6万円(公的年金等収入200万円+給与収入136.6万円)であり、給与所得者(夫婦のみ)の場合の課税最低限は145.5万円である。

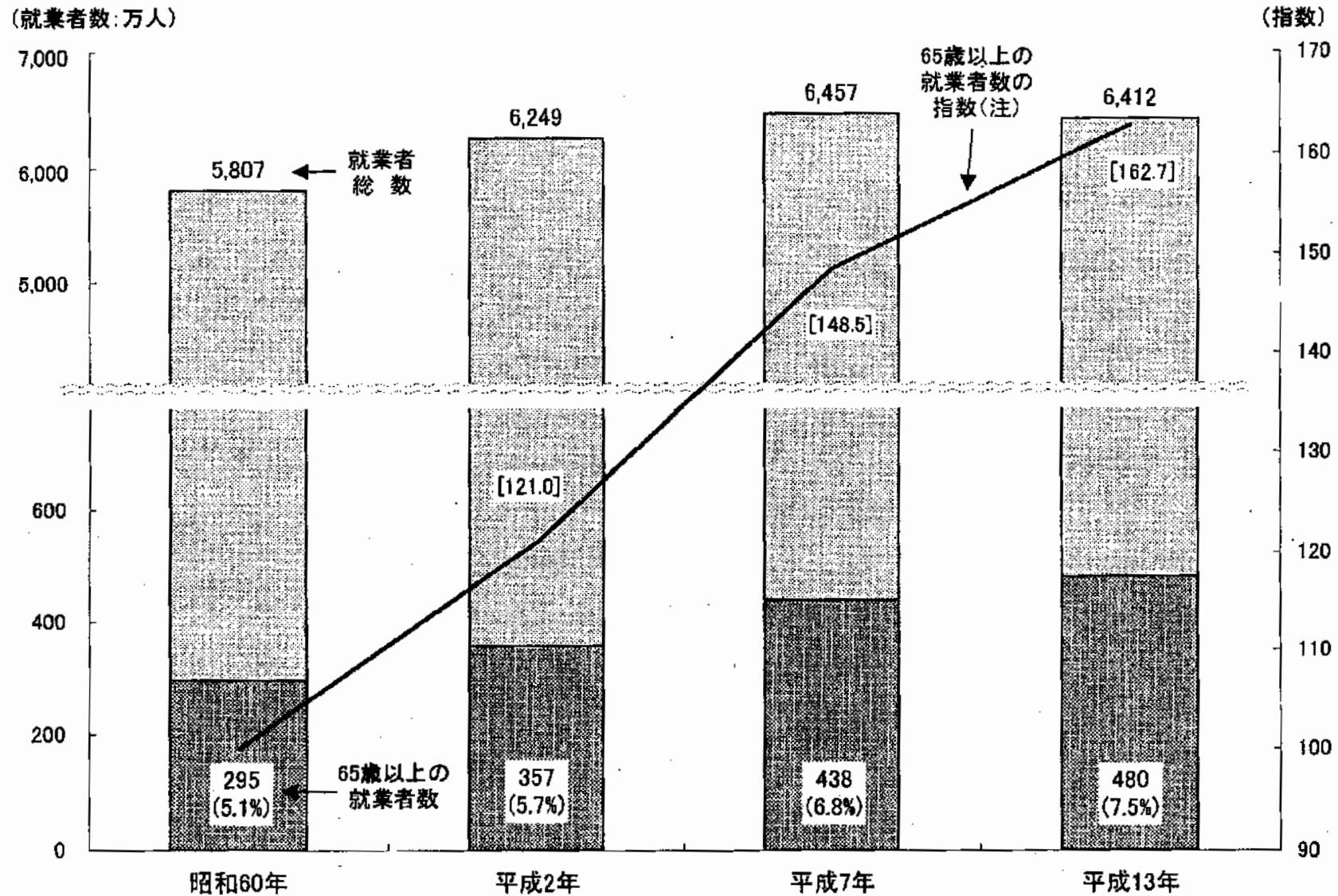
(注) 1. 平成15年度税制改正において、配偶者特別控除(上乗せ部分)が廃止された(平成16年分以後の所得税及び平成17年度分以後の個人住民税について適用)。

2. 公的年金等収入の200万円は仮置きである。

(参考) サラリーマンの標準的な年金額(夫婦のみ、40年加入、妻専業主婦)は次のとおり

・本人	月額17.0万円(報酬比例分10.3万円+基礎年金分6.6万円)	×12月=203.5万円	} 計 283.2万円
・配偶者	月額 6.6万円(基礎年金分)	×12月=79.7万円	

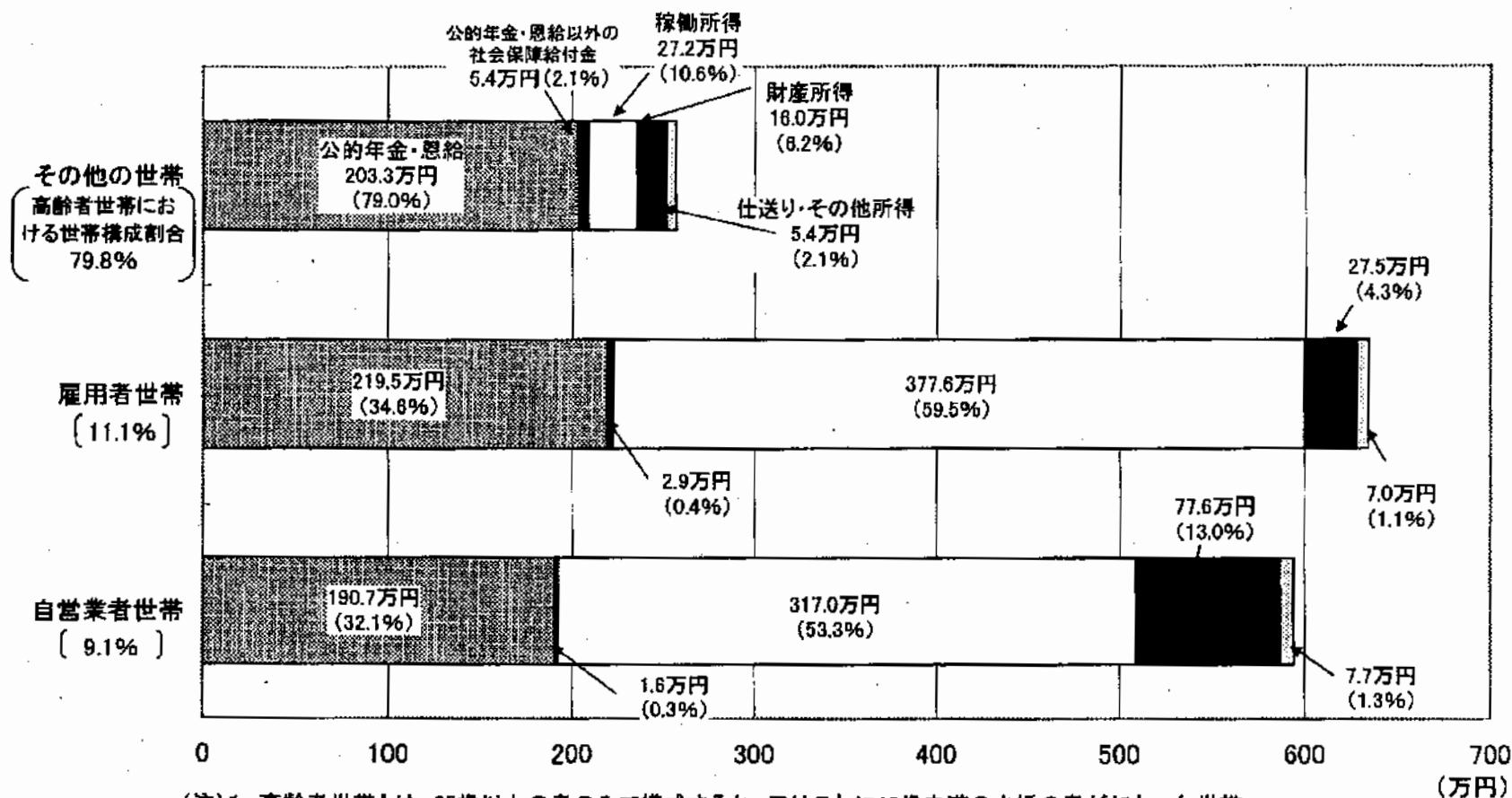
65歳以上の就業者数(就業者総数に占める割合)の推移



(備考) 総務省「労働力調査」により作成。

(注) 「指数」は、昭和60年の数値を100とした場合の数値である。

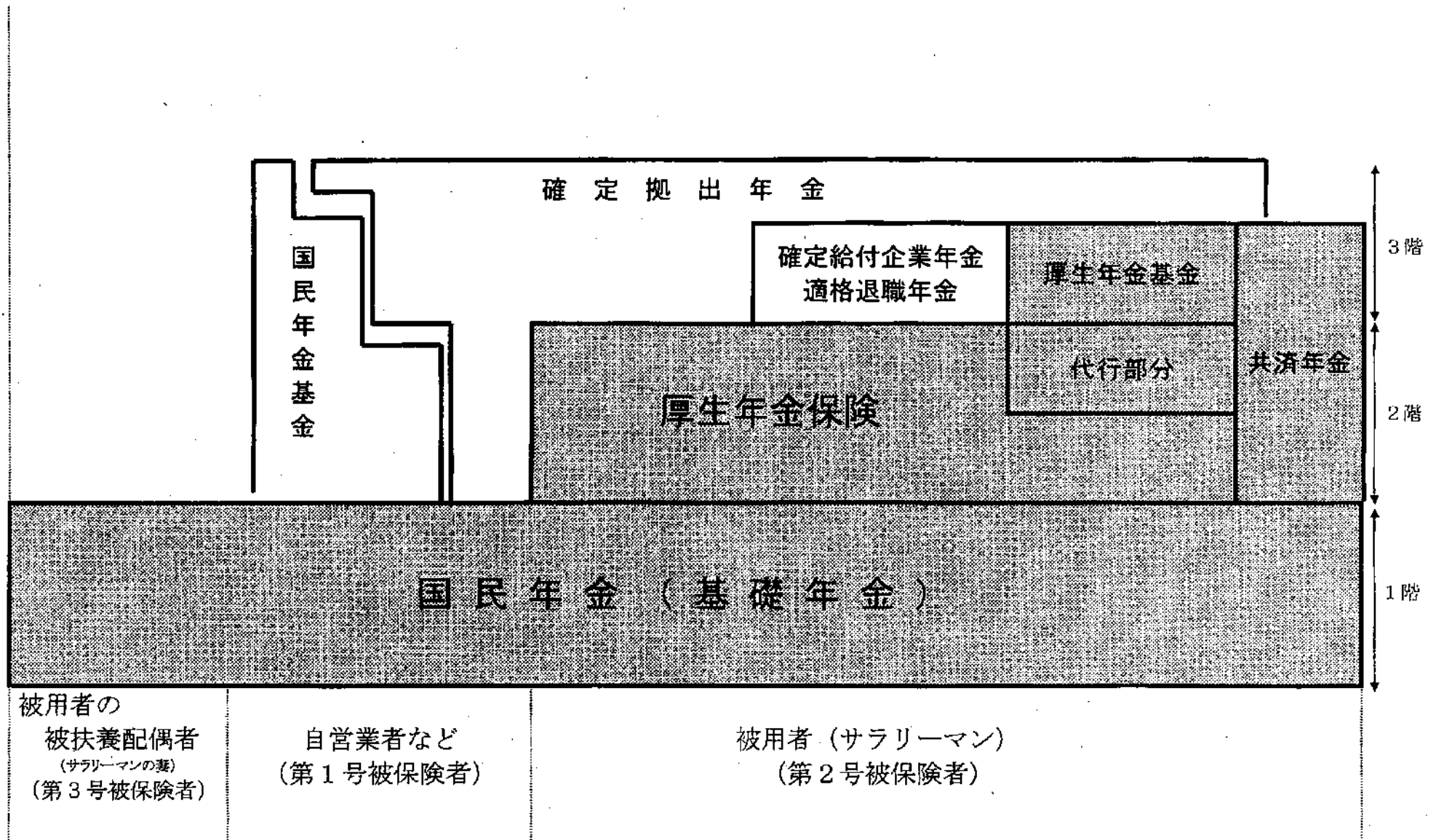
高齢者世帯における世帯業態別にみた所得の種類別
1世帯当たり平均所得及び構成割合(1999年)



- (注) 1. 高齢者世帯とは、65歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯
 2. ①雇用者世帯は、最多所得者が他人に雇われて賃金を得ている世帯
 ②自営業者世帯は、最多所得者が自営業を行っている世帯
 ③その他の世帯は、最多所得者が上記に該当しない世帯
 3. ①稼働所得とは、雇用者所得、事業所得、農耕・畜産所得、家内労働所得
 ②財産所得とは、家賃・地代の所得、利子・配当金

(備考) 厚生労働省「平成12年 国民生活基礎調査」により作成

年金制度の体系（イメージ）



年金課税の概要

区 分	公 的 年 金 (国民年金・厚生年金・各種共済年金)	企 業 年 金			国民年金基金	確 定 拠 出 年 金		個人年金保険
		厚生年金基金	適格退職年金(注1)	確定給付企業年金		企業型年金	個人型年金	
1 掛 金								
(1) 雇用主負担分	・給与とされない ・事業主の損金に算入	・給与とされない ・事業主の損金に算入	・給与とされない ・事業主の損金に算入	・給与とされない ・事業主の損金に算入	—— ——	・給与とされない ・事業主の損金に算入	—— ——	—— ——
(2) 本人負担分	社会保険料控除	社会保険料控除	一般の 生命保険料控除	一般の 生命保険料控除	社会保険料控除	——	小規模企業共済等 掛金控除	個人年金保険に係る 生命保険料控除
2 給 付 金								
(1) 年金課税								
① 公的年金等控除の適用の有無	有	有	有	有	有	有	有	無
② 所得の計算	(給付額—公的年金等 控除)	(給付額—公的年金等 控除)	(給付額—本人負担の 掛金総額—公的年金等 控除)	(給付額—本人負担の 掛金総額—公的年金等 控除)	(給付額—公的年金等 控除)	(給付額—公的年金等 控除)	(給付額—公的年金等 控除)	(給付額—本人負担の 掛金総額)
(2) 一時金課税	—— (注2)	退職所得 (給付額—退職所得控 除) × 1/2	退職所得 [(給付額—本人負担 の掛金総額) — 退職所 得控除] × 1/2	退職所得 [(給付額—本人負担 の掛金総額) — 退職所 得控除] × 1/2	——	退職所得 (給付額—退職所得控 除) × 1/2	退職所得 (給付額—退職所得控 除) × 1/2	一時所得 [(給付額—本人負担 の掛金総額) — 一時所 得の特別控除] × 1/2
3 退職年金等積立金 に対する1%課税 (注3)	——	厚生年金基金努力目標 給付水準を上回る積立 金に課税	課 税 (注4)	課 税	——	課 税	課 税	——

(注) 1. 適格退職年金については、所要の経過措置(平成24年3月31日までの確定給付企業年金等への移行措置)を講じた上で廃止することとされている。

2. 昭和60年の年金改正法の経過措置により支給される脱退手当金は退職所得とされる。

3. 退職年金等積立金に対する1%課税は、平成11年4月1日から平成17年3月31日までの間は停止されている。

4. 特別適格退職年金(厚生年金基金に準ずる要件を満たすもの)の積立金については、厚生年金基金水準相当給付に必要な部分までは非課税。

(参考) 年金課税についての典型的な考え方(租税論から)

		包括的所得税(注)	支出税
拠 出 時	事業主拠出	事業主の経費として控除 給与として課税	事業主の経費として控除 給与課税せず
	被用者拠出	所得控除せず	所得控除
運用収入		(潜在的)受給権者に帰属する 所得として課税	非課税
年金給付		非課税	全額課税

(注) 包括的所得税の立場からも、年金課税については、生涯における平均的所得水準を重視し、退職年金プランを促進する観点から、一定の要件(拠出額、給付水準等)を満たす適格年金プランについて、特例措置として、拠出及び運用収入に対する課税を給付時点まで延期する考え方がある(カーター委員会報告)。

主要国における年金税制（公的年金）

			日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
提出段階	給与 所得者	事業主負担分	損金算入	損金算入	損金算入	損金算入	損金算入
		被用者に対する 給与課税	なし	なし	なし	なし	なし
		本人負担分	控除あり(全額)	控除なし	控除なし	控除あり(限度あり) (注2)	控除あり(全額)
	事業 所得者	本人負担分	控除あり(全額)	1/2 所得控除	控除なし	控除あり(限度あり) (注2)	控除あり(全額)
給付段階	老齢年金		課税	課税	課税	一部課税(注3)	課税
	遺族年金		非課税	課税	課税	一部課税(注3)	課税
	障害年金		非課税	課税	課税	一部課税(注3)	課税
	所得計算上の特例措置		控除あり	所得算入の特例あり(注1)	特例なし	控除あり(注3)	控除あり

(注1) 所得計算上の特例措置がある(公的年金等の社会保障給付及びそれ以外の所得を勘案して税法に定められた所得が一定水準未満の場合、公的年金給付は総所得に算入されない。当該所得が一定水準以上の場合、税法に定める所得算入率(2段階、50・85%)に従って総所得に算入される)。

(注2) 支払った社会保険料、生命保険料等を併せ、概算又は実額による一定額の所得控除(保険料控除)が認められる。

(注3) 所得税法に規定されるみなし運用益の割合に基づき算定される運用益部分については課税対象となるが、当該課税対象部分は、他の年金給付の課税対象部分と併せて、年 102 ユーロの控除が認められる。

主要国における年金税制の概要（企業年金（確定給付型））

		日本		アメリカ	イギリス	ドイツ		フランス
		厚生年金基金	確定給付年金	適格企業年金	適格職域年金	直接保険・年金金庫（注2）	共済基金・自社内引当	追加補足制度
拠出段階	事業主負担分	損金算入	損金算入	損金算入（限度あり）	損金算入	損金算入	損金算入（限度あり）	損金算入（限度あり）
	被用者に対する給与課税	なし	なし	なし	なし	あり（注3）	なし	なし（限度あり）
	本人負担分	控除あり（全額）	控除あり（限度あり）	控除なし（注1）	控除あり（限度あり）	控除あり（注4）（限度あり）	—	控除あり（限度あり）
給付段階	事業主負担分	課税	課税	課税	課税	一部課税（注5）	課税	課税
	本人負担分		課税対象外	非課税（注1）			—	
	所得計算上の特例措置	控除あり	控除あり	なし	なし	控除あり（注5）	控除あり	控除あり

（注1）確定拠出型である401(k)については、12,000ドルまでの拠出は繰延べ可（課税繰延べされた本人拠出額部分は給付時に課税）。

（注2）一定の要件を充たした場合には、拠出段階における手当の支給又は支払保険料に係る所得控除が認められる。

（注3）但し年金金庫については、保険料算定の基準となる報酬上限の4%までは非課税。

（注4）支払った社会保険料、生命保険料等を併せ、概算又は実額による一定額の所得控除（保険料控除）が認められる。

（注5）所得税法に規定されるみなし運用益の割合に基づき算定される運用益部分については課税対象となるが、当該課税対象部分は、他の年金給付の課税対象部分と併せて、年102ユーロの控除が認められる。

社会保険料控除

1. 制度の概要【昭和27年創設】

納税者が、本人又は本人と生計を一にする配偶者その他の親族が負担することになっている社会保険料を支払った場合又は納税者の給与等から差し引かれる場合には、その金額が「社会保険料控除」として所得控除できる。

2. 控除対象とされる社会保険料の範囲

イ 健康保険の保険料
ロ 国民健康保険の保険料又は国民健康保険税
ハ 介護保険の保険料
ニ 雇用保険の保険料
ホ 国民年金の保険料及び国民年金基金の掛金
ヘ 農業者年金の保険料
ト 厚生年金の保険料及び厚生年金基金の掛金

チ 船員保険の保険料
リ 国家公務員共済組合の掛金
ヌ 地方公務員等共済組合の掛金
ル 私立学校教職員共済制度の掛金
ヲ 国会議員互助年金の納付金

等

3. 適用状況の累年比較

区分	給与額 (a)	適用者数 (b)	控除額 (c)	一人当たり 控除額 (c)/(b)	(c)/(a)
	兆円	万人	億円	万円	%
昭和60年	118	2,910	80,892	28	6.9
平成3年	160	3,253	128,048	39	8.0
8年	185	3,487	167,306	48	9.0
13年	179	3,392	180,393	53	10.1

(注) 国税庁「民間給与の実態」における年末調整を行った1年を通じて勤務した給与所得者(納税者)による。

(参考) 主な社会保険料の負担水準の推移

	厚生年金	政管健保	介護保険	雇用保険
昭和60年 4月	10.6%	8.4% 特別保険料0.8%	〔平成12年4月 施行〕	1.45%
平成15年 4月	13.58%	8.2%	約1%	1.75%
37年 (推計)	24.8%(※)	10.3%	約2%	推計値なし

(注) 昭和60年は標準報酬ベースの、平成15・37年は総報酬ベースの保険料率である。雇用保険は賃金総額ベース。

(※) 平成14年新人口推計の中心推計に基づき、国庫負担割合を1/3とした場合の数値。(国庫負担割合1/2の場合は、22.4%)

(参考) 小規模企業共済等掛金控除【昭和42年創設】

納税者が、小規模企業共済法に基づく共済契約の掛金、確定拠出年金法に基づく個人型年金加入者掛金等を支払った場合には、その金額が「小規模企業共済等掛金控除」として所得控除できる。

主要国における社会保険料の取扱い(未定稿)

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ(注5)	フランス
1. 年金保険料			(注3)		
(1) 事業主負担分(注1)	全額損金算入	全額損金算入	全額損金算入	全額損金算入	全額損金算入
(2) 被用者負担分	全額を所得控除 (社会保険料控除)	所得控除なし	所得控除なし	一定額を所得控除 (保険料控除)	全額を所得控除
(3) 自営業者負担分	全額を所得控除 (社会保険料控除)	1/2を所得控除	所得控除なし	一定額を所得控除 (保険料控除)	全額を所得控除
2. 医療保険料					
(1) 医療保険制度	社会保険方式	——(注2)	保健サービス方式(注4)	社会保険方式	社会保険方式
(2) 事業主負担分(注1)	全額損金算入	全額損金算入	——	全額損金算入	全額損金算入
(3) 被用者負担分	全額を所得控除 (社会保険料控除)	所得控除なし	——	一定額を所得控除 (保険料控除)	全額を所得控除
(4) 自営業者負担分	全額を所得控除 (社会保険料控除)	1/2を所得控除	——	一定額を所得控除 (保険料控除)	全額を所得控除

(注1) いずれの国においても、掛金の事業主負担分については、被用者に対する追加的給付とみなされない。

(注2) アメリカにおいては、全国民を対象とした公的医療保険制度はなく、65歳以上の者等を対象としたメディケア、低所得者等を対象としたメディケイドのみである。本表においては、メディケアの扱いを記載した。

(注3) イギリスの国民保険制度における国民保険料の取扱いについてである。国民保険制度は、老齢・遺族・障害年金の給付に加え、国民保険料基準の求職者手当、出産手当等の給付を行う総合的な社会保険制度である。

(注4) イギリスの医療保健制度(NHS)は基本的に税で運用されているが、一部、国民保険制度からの拠出もある。

(注5) ドイツにおいては、支払った社会保険料、生命保険料等を併せ、概算又は実額による一定額の所得控除(保険料控除)が認められる。

高齢社会対策大綱（抄）

第1 目的及び基本姿勢

2 基本姿勢

高齢社会対策は、法第2条に掲げる次のような社会が構築されることを基本理念として行う。

- (1) 国民が生涯にわたって就業その他の多様な社会的活動に参加する機会が確保される公正で活力ある社会
- (2) 国民が生涯にわたって社会を構成する重要な一員として尊重され、地域社会が自立と連帯の精神に立脚して形成される社会
- (3) 国民が生涯にわたって健やかで充実した生活を営むことができる豊かな社会

これらの基本理念を実現するため、国及び地方公共団体はもとより、企業、地域社会、NPO（非営利活動団体）、家庭、個人等社会を構成するすべての者が相互に協力し合い、それぞれの役割を積極的に果たすことにより、社会全体が支え合う体制の下、次の基本姿勢に立って、高齢社会対策を推進するものとする。

(1) 旧来の画一的な高齢者像の見直し

高齢者は、全体としてみると健康で活動的であり、経済的にも豊かになっている。他方、高齢者の姿や状況は、性別、健康状態、経済力、家族構成、住居その他に応じて多様であり、ひとくくりに論ずることはできない。

このような高齢者の実態を踏まえ、健康面でも経済面でも恵まれないという旧来の画一的な高齢者像にとらわれることなく、施策の展開を図るものとする。

第2 横断的に取り組む課題

2 年齢だけで高齢者を別扱いする制度、慣行等の見直し

年齢だけで高齢者を別扱いしていることが結果的に高齢者が就業その他の多様な社会的活動に参加することの妨げになっていないかという観点から、就業における年齢制限その他の制度、慣行等について見直しを行うものとする。

他方、高齢者を年齢だけで一律に優遇している扱いについても、寿命が伸び、高齢者の所得、健康等の状況が変化している中で真に必要なか、必要な場合であっても基準としている年齢が適当かについて、見直しを行うものとする。

また、高齢者に係る人権侵害の問題については、関係機関の連携により積極的な対応を行うものとする。

さらに、加齢による身体機能の低下にかかわりなく、国民が快適に暮らすことを可能にするため、ユニバーサルデザインの普及を促進するものとする。

あるべき税制の構築に向けた基本方針（抄）

〔平成14年6月
政府税制調査会〕

第二 個別税目の改革

一 個人所得課税

2. 今後の改革の方向

(2) 諸控除の見直し

② 高齢者に関する控除

現在、高齢者本人に対しては、老年者控除（適用所得要件 1,000 万円以下）や公的年金等控除の定額控除等の割増が適用されているなど、税負担面で様々な配慮が行われている。一方、高齢社会対策大綱（平成 13 年 12 月 閣議決定）においては、「年齢だけで高齢者を別扱いする制度の見直し」が課題とされている。

少子・高齢化が進行していく中、高齢者に関する控除を見直し、高齢者と社会保障制度等を支える現役世代との間の公平確保を図ることは喫緊の課題である。OECD の調査によれば、わが国は社会保障給付に対する課税額の割合が極端に低いと指摘されている。公的年金等収入を課税対象として取り込んだ上で、能力に応じた負担を求めることは、実質的な給付水準の調整を通じて世代間の公平のみならず、高齢者間の公平にも資することになる。

公的年金等については、拠出段階で社会保険料控除により全額控除されているにもかかわらず、給付段階に公的年金等控除等が設けられ、拠出・給付両段階で実質的に非課税に近いものとなっている。また、年金以外に給与を得ている者にとっては、給与所得控除と公的年金等控除が各々適用されることとなっている。

こうした観点を踏まえ、老年者控除については、その適用所得要件を見直すなど、真に配慮すべき高齢者に対する控除としての位置づけを明確にすべきである。また、公的年金等控除については、社会保険料控除がある以上、本来不要とも考えられる。しかし、当面、少なくとも世代間の公平を図る観点から、定額控除の割増と老年者控除との関係を整理するなど、大幅に縮減する方向で検討する必要がある。なお、社会保険料控除等については、年金制度が多様化し、任意性の強い拠出も見られてきているので、その対象範囲を吟味していかなければならない。

平成 15 年度における税制改革についての答申（抄）

—あるべき税制の構築に向けて—

〔平成 14 年 11 月〕
〔政府税制調査会〕

第二 平成 15 年度税制改正における個別税目の改革

4. 引き続き検討すべき項目

- (1) 少子・高齢化が進展する中、高齢者と現役世代との間の公平確保を図ることが喫緊の課題である。かかる点を踏まえ、高齢者に対して適用されている老年者控除や種々の割増・加算措置のほか、公的年金等控除についても、平成 16 年度には年金制度改革が予定されていることも考慮し、その見直しを検討すべきである。その際、退職所得控除についても、雇用環境や慣行の変化を踏まえつつ、税負担の公平・中立を確保するよう見直すべきである。

退職所得の課税方式

他の所得と区分して次により分離課税

$$\text{退職所得の金額} = (\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times \frac{1}{2}$$

勤続年数20年まで	1年につき40万円
-----------	-----------

勤続年数20年超	1年につき70万円
----------	-----------

所得税額 = 退職所得の金額 × 税率

個人住民税額 = 退職所得の金額 × 税率 (ただし、当分の間は左の算式により得られた税額からその10分の1相当額を控除)

○退職所得控除額の主な沿革

年 分	控除の内容
昭和25年	収入の15% (変動所得として5年間の平均課税)
27年	15万円 (半額分離課税)
34年	勤続年数のうち 40才までの年数 1年につき 3万円 40才超50才までの年数 " 4万円 50才超の年数 " 5万円 最低20万円、最高100万円、障害退職加算50万円
36年	最高限度 廃止
42年	勤続年数 10年まで 1年につき 5万円 10年超20年まで " 10万円 20年超30年まで " 20万円 30年超 " 30万円 最低20万円、障害退職加算50万円
50年	勤続年数 20年まで 1年につき 25万円 20年超 " 50万円 最低50万円、障害退職加算100万円
平成元年 (63.12.31)	勤続年数 20年まで 1年につき 40万円 20年超 " 70万円 最低80万円、障害退職加算100万円

退職所得の課税状況の推移

	昭和61年分	平成3年分	平成8年分	平成13年分
支払金額	69,376億円	108,707億円	113,787億円	137,062億円
源泉徴収税額	2,383億円	1,991億円	2,237億円	3,216億円

(備考) 国税庁「統計年報書(平成13年は国税庁HP)」により作成。

(参考) モデル退職金の支給状況・退職所得控除額

(単位:万円)

調査年分		勤続年数							
		5年	10年	15年	20年	25年	30年	33年	38年
昭和60年	モデル退職金支給額	66	192	412	788	1,322	1,999	2,208	—
	退職所得控除額	125	250	375	500	750	1,000	1,150	—
平成13年	モデル退職金支給額	88	256	525	949	1,527	2,315	2,619	2,796
	退職所得控除額	200	400	600	800	1,150	1,500	1,710	2,060

(注) 上記のモデル退職金支給額は、大卒、事務・技術労働者、男子、会社都合による退職を前提としたものである。

(備考) 中央労働委員会「退職金、年金及び定年制事情調査」により作成。

諸外国における退職金課税の概要(未定稿)

アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
59.5 歳以上になってからの退職一時金払い等については、1985 年 12 月 31 日以前に 50 歳に達していた者についてのみ、10 分 10 乗方式等の特例措置が認められる。 給付額から一定額を差し引いた額の 10 分の 1 に独自の税率表をあてはめて算出した税額を 10 倍する。 ※ 5 分 5 乗方式が一般に認められていたが 2000 年に廃止。	30,000 ポンド(約 558 万円)の控除が認められる。	5 分 5 乗方式 退職金の 5 分の 1 に他の所得を合算し、算出した所得税額から、他の所得のみで算出した所得税額を引いた額の 5 倍を退職金に係る所得税額として課税する。	・ 自発的退職の場合には、3,050 ユーロ(約 36 万円)の所得控除が認められる。 ・ 非自発的退職の場合には、以下の 3 種類の金額のうち、最も高いものと同額の所得控除が認められる。 ① 労働協約により定められた退職金額 ② 実際に授受した退職金額の半額 ③ 退職する前年において、受け取った年間給与額の 2 倍の額 但し、②と③については、18,000 ユーロ(約 214 万円)を限度とする。

(備考) 邦貨換算レートは、1 ポンド=186 円、1 ユーロ 119 円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：平成 14 年 6 月から 11 月までの間における実勢相場の平均値)。

あるべき税制の構築に向けた基本方針（抄）

〔平成14年6月〕
政府税制調査会

第二 個別税目の改革

一 個人所得課税

2. 今後の改革の方向

(2) 諸控除の見直し

③ 給与・退職金に関する控除

ロ、退職金については、その支給実態が企業によって様々であるにもかかわらず、勤続年数に応じて一律に控除額が算出され、また、勤務年数が短期間でも所得の2分の1のみに課税されるなど制度的に必ずしも合理的とは言えない面がある。特に退職所得控除は、勤続年数20年を境に1年当たりの控除額が40万円から70万円に増える仕組みとなっている。

近年、中途退職や転職の増加、退職金の支給形態の変化、退職金を支給するかわりに給与を増額する企業の存在など、雇用環境や慣行が変化している。

退職金に対する課税のあり方については、就労や退職金支給の実態を踏まえつつ、税負担の公平・中立を確保するよう見直す必要がある。

主な非課税所得

【所得税法の規定による主なもの】

- ・ 年1%を超えない当座預金の利子
- ・ こども銀行の預貯金の利子等
- ・ 増加恩給、傷病賜金等のような特定の恩給及び年金等
- ・ 給与所得者が受ける出張旅費、赴任旅費又はその遺族が受ける帰郷旅費等でその旅行について通常必要であると認められるもの
- ・ 通勤者がその通勤に必要な交通機関の利用又は交通用具の使用のために支出する費用に充てるものとして通常の給与に加算して受ける通勤手当のうち一般の通勤者につき通常必要であると認められる部分（最高月額10万円）
- ・ 給与所得者がその使用者から受ける金銭以外の物（経済的利益を含む。）でその職務の性質上欠くことのできないもの
- ・ 国外で勤務する居住者の受ける在勤手当
- ・ 外国政府、外国の地方公共団体又は国際機関で勤務する者がその勤務により受ける給与等
- ・ 自己又はその親族が生活の用に供する家具、じゅう器、衣服その他の資産の譲渡による所得
- ・ 資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難である場合における強制換価手続等による資産の譲渡による所得
- ・ オープン型の証券投資信託の収益の分配のうち、信託財産の元本の払戻しに相当する部分
- ・ 皇室経済法の規定により受ける内廷費、皇族費
- ・ ノーベル賞、文化功労者年金、日本学士院賞その他学術又は芸術に関する顕著な貢献を表彰するものとして交付される金品等で財務大臣が指定するもの
- ・ 学資金（給与その他対価たる性質を有するものを除く）及び扶養義務者相互間において扶養義務を履行するために給付される金品
- ・ 相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの
- ・ 損害保険契約に基づき支払を受ける保険金及び損害賠償金で、心身に加えられた損害又は突発的な事故により資産に加えられた損害に基因して取得するもの（事業所得等の収入に代わる性質を有するものを除く）

- ・ 選挙に係る公職の候補者が選挙運動に関し法人からの贈与により取得した金銭等で公職選挙法の規定により報告がされたもの
- ・ 老人等（障害者等）の郵便貯金の利子所得
- ・ 老人等（障害者等）の少額預金等の利子所得

【租税特別措置法の規定による主なもの】

- ・ 老人等（障害者等）の少額公債の利子
- ・ 勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄の利子所得等
- ・ 納税準備預金の利子
- ・ 非居住者の受け取る振替国債の利子
- ・ 非居住者の受け取る民間国外債の利子・発行差金
- ・ 非居住者の受け取る特別国際金融取引勘定において経理された預金等の利子
- ・ 給与所得者等が、その使用者等から無利息又は低い利息で住宅資金の貸付を受けた場合の経済的利益
- ・ 特定の取締役等が受ける新株予約権等の行使による株式の取得に係る経済的利益
- ・ 公社債等の譲渡等による所得
- ・ 国等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等
- ・ 国等に対して重要文化財を譲渡した場合の譲渡所得
- ・ 物納による譲渡所得等
- ・ オリンピック競技大会における成績優秀者を表彰するものとして交付される金品等

【税法以外の法令の規定による主なもの】

- ・ 国民年金法の規定により支給を受ける給付（老齢基礎年金等は課税）
- ・ 厚生年金保険の保険給付（老齢厚生年金等は課税）
- ・ 雇用保険の失業等給付
- ・ 生活保護の保護金品、児童福祉法の規定による支給金品
- ・ 健康保険の保険給付
- ・ 納税貯蓄組合預金の利子
- ・ 警察官、海上保安官に協力援助した者等の災害給付 ほか

(参考1) 非課税所得の区分

(1) 人的非課税(属人的にある特定の者に帰属する所得をすべて非課税とする)

(例) 外国政府及び外交官の非課税特権等

(2) 物的非課税(所得者と関係なく特定の内容の所得を非課税とする)

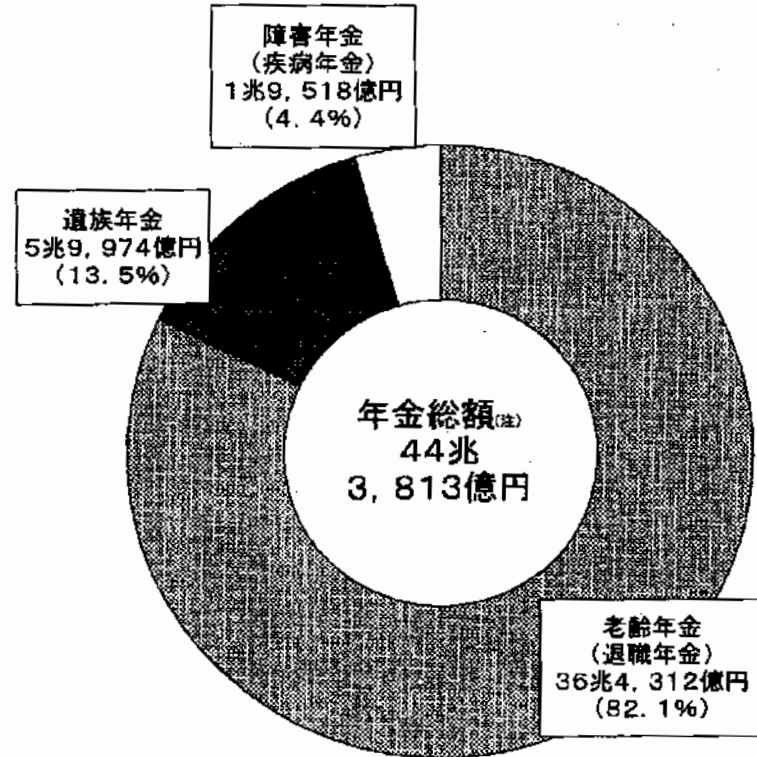
主な分類

- ・社会政策的配慮に基づくもの (例) 雇用保険上の失業等給付、遺族年金、生活保護給付
- ・担税力の考慮に基づくもの (例) 家具等の生活用動産に係る譲渡所得
- ・必要経費的性格によるもの (例) 給与所得者の旅費、職務の性質上欠くことのできない現物給付
- ・少額免除、貯蓄奨励等の見地によるもの (例) 当座預金の利子、子供銀行の預貯金の利子等
- ・他の租税との二重課税を避けるためのもの (例) 相続、遺贈、個人からの贈与により取得するもの
- ・その他 (例) 文化功労者年金、ノーベル賞等一定の賞金

(参考2) 税法以外の法令の規定の例

規 定	非課税となる主な給付等
○ 国民年金法(昭和34年法律第141号) (公課の禁止) 第二十五条 租税その他の公課は、給付として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。ただし、老齢基礎年金及び付加年金については、この限りでない。	給 付 〔障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金、死亡一時金〕
○ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号) (受給権の保護及び公課の禁止) 第四十一条 省 略 2 租税その他の公課は、保険給付として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。ただし、老齢厚生年金については、この限りでない。	保険給付 〔障害厚生年金、障害手当金、遺族厚生年金〕
○ 雇用保険法(昭和49年法律第116号) (公課の禁止) 第十二条 租税その他の公課は、失業等給付として支給を受けた金銭を標準として課することができない。	失業等給付 〔求職者給付、就職促進給付、教育訓練給付、雇用継続給付〕
○ 生活保護法(昭和25年法律第144号) (公課禁止) 第五十七条 被保護者は、保護金品を標準として租税その他の公課を課せられないことがない。	保護金品 (保護として給付し、又は貸与される金銭及び物品) <参考:保護の種類> 〔生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助〕

公的年金の受給権者数及び年金総額の状況(平成12年度)



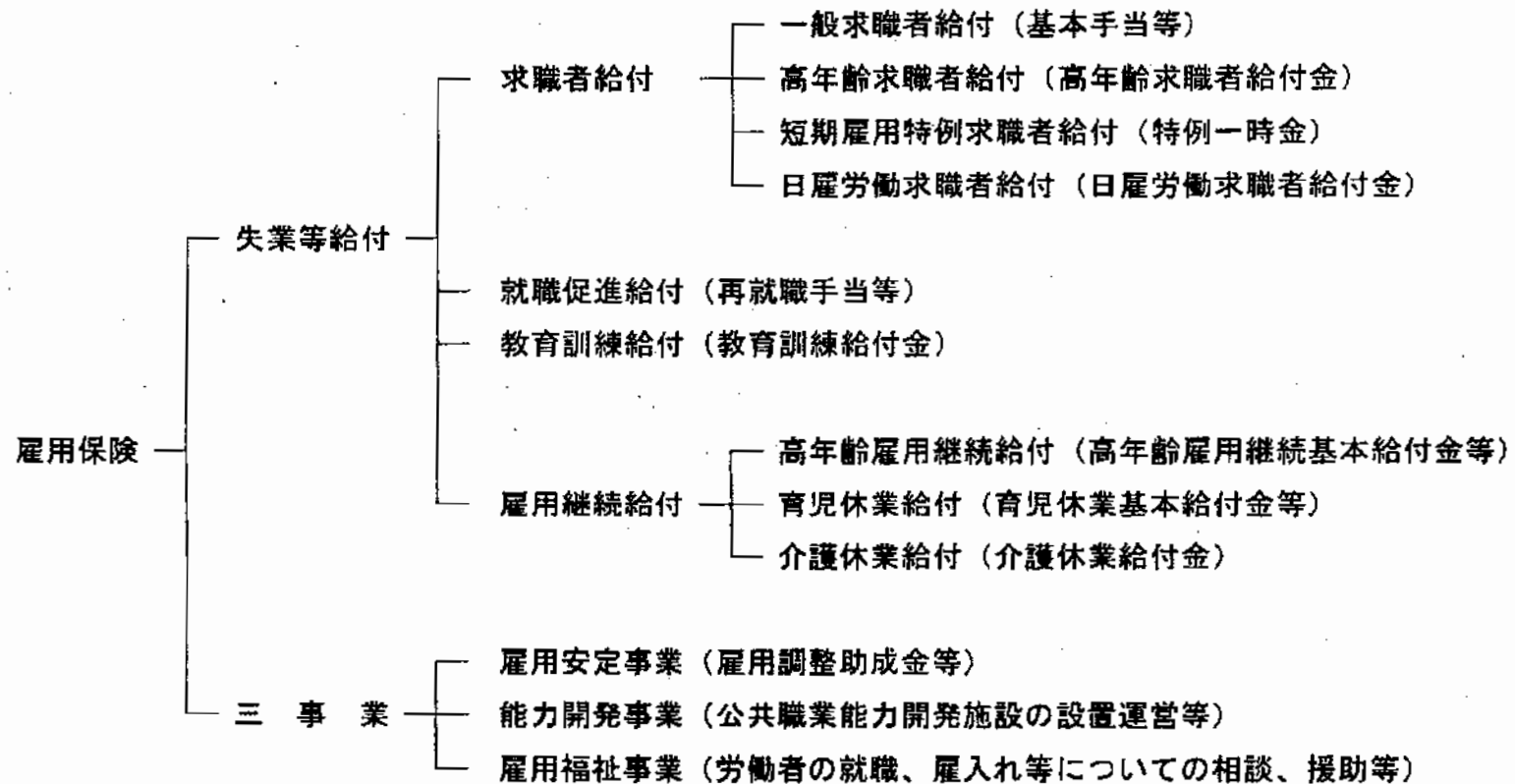
(注)年金総額は、昭和61年度からの新年金制度及びそれ以前の旧制度適用との合計。

(備考)社会保障統計年報(平成14年度版)により作成。

	受給権者数 (万人) (注1)	年金総額 (億円)
老齢年金(退職年金)	4,118.6	364,312
・老齢基礎年金	1,176.4	77,953
・老齢厚生年金	1,103.9	121,770
・退職共済年金(注2)	256.8	55,570
・厚生年金基金	468.2	20,408
・恩給	49.5	3,422
・厚生年金保険(旧制度)	432.7	60,298
・国民年金(旧制度)	631.1	24,891
障害年金(疾病年金)	200.3	19,518
・障害基礎年金	131.0	12,024
・障害厚生年金	26.1	2,001
・障害共済年金(注2)	5.1	806
・恩給	5.4	1,103
・厚生年金保険(旧制度)	16.4	2,094
・国民年金(旧制度)	16.3	1,481
・船員保険	0.04	9
遺族年金	585.7	59,974
・遺族基礎年金	31.7	2,486
・遺族厚生年金	261.3	26,037
・遺族共済年金(注2)	78.2	11,005
・恩給	96.3	9,037
・厚生年金保険(旧制度)	112.5	11,091
・国民年金(旧制度)	5.6	289
・船員保険	0.1	29

(注)1. 受給権者数は、各種年金毎の受給権者であり、重複適用を排除していない。
2. 共済年金には旧制度を含む。

雇用保険制度の概要



生活保護法における生活保護基準額（世帯構成別）

（単位：万円）

	生活保護基準（平成15年分）		
	（1級地－1）	（2級地－1）	（3級地－1）
夫婦子2人 35歳、30歳、9歳、4歳	275.2	252.6	224.0
夫婦子1人 31歳、26歳、5歳	221.3	203.3	179.4
夫婦のみ 28歳、22歳	174.7	160.4	140.1
独身世帯 25歳	119.1	109.8	94.5

個人住民税の納税義務者及び人的非課税の範囲

・納税義務者の範囲

納 税 義 務 者	納 め る べ き 税 額
ア 市町村（道府県）内に住所を有する個人	均等割額及び所得割額の合算額
イ 市町村（道府県）内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人でその市町村内に住所を有しない者	均等割額

・人的非課税の範囲

区 分	概 要									
ア 均等割と所得割がともに非課税とされる者	① 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者 ② 障害者、未成年者、老年者、寡婦又は寡夫で前年の合計所得金額が125万円以下の者 （②については、退職所得に対する分離課税に係る所得割を除く。）									
イ 均等割が非課税とされる者	① 均等割のみを課すべき者のうち、前年の合計所得金額が一定の基準に従い市町村の条例で定める金額以下の者 一定の基準 = $\left\{ \begin{array}{l} \text{本} \\ \text{控除対象配偶者及び} \\ \text{扶養親族の合計数} \end{array} \right\} \times$ <table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"><tr><td>35 万円</td><td>生活保護基準の級地区分の 1 級地</td></tr><tr><td>31.5万円</td><td>" 2 級地</td></tr><tr><td>28 万円</td><td>" 3 級地</td></tr></table> + <table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"><tr><td>24 万円</td></tr><tr><td>21.6万円</td></tr><tr><td>19.2万円</td></tr></table> （注）点線内の金額は、控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合に加算する金額である。 ② 均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻で、夫と同じ市町村内に住所を有する者	35 万円	生活保護基準の級地区分の 1 級地	31.5万円	" 2 級地	28 万円	" 3 級地	24 万円	21.6万円	19.2万円
35 万円	生活保護基準の級地区分の 1 級地									
31.5万円	" 2 級地									
28 万円	" 3 級地									
24 万円										
21.6万円										
19.2万円										
ウ 所得割が非課税とされる者	総所得金額等の金額が35万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に36万円を加算した金額）以下の者 総所得金額等の金額 ≤ 35万円 × $\left\{ \begin{array}{l} \text{本} \\ \text{控除対象配偶者及び} \\ \text{扶養親族の合計数} \end{array} \right\}$ (+36万円)									

あるべき税制の構築に向けた基本方針（抄）

〔平成14年6月
税制調査会〕

第二 個別税目の改革

一 個人所得課税

2. 今後の改革の方向

(3) 個人住民税のあり方

① 基本的考え方

個人住民税は、地域社会の費用を住民がその能力に応じ広く負担を分任するという独自の性格（負担分任の性格）を有するとともに、地方公共団体が少子・高齢化に伴い提供する福祉等の対人サービスなどの受益に対する負担として、対応関係が明確に認識できるものであり、また、税収入の面で見れば、税源の偏在性が少なく、税収の安定性を備えていることなどを踏まえ、地方税の基幹税として充実確保を図る必要がある。

② 所得割

所得割の所得控除及び課税最低限については、個人住民税の負担分任の性格から所得税に比較してより広い範囲の納税義務者がその負担を分かち合うべきものであるため、所得税より低い水準で設定すべきである。